

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年6月26日
【事業年度】	第14期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
【会社名】	東日本高速道路株式会社
【英訳名】	East Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小 畠 徹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目3番2号
【電話番号】	03-3506-0111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務・経理本部経理財務部長 吉 見 秀 夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目3番2号
【電話番号】	03-3506-0111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務・経理本部経理財務部長 吉 見 秀 夫
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月	平成30年 3 月	平成31年 3 月
営業収益 (百万円)	1,088,710	1,077,149	1,034,522	1,056,448	1,943,102
経常利益 (百万円)	10,022	20,332	22,092	3,304	7,500
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	10,293	14,221	24,231	20,858	4,115
包括利益 (百万円)	26,222	△9,476	32,741	21,626	7,645
純資産額 (百万円)	178,268	168,792	201,533	223,160	230,805
総資産額 (百万円)	978,351	1,220,809	1,481,981	1,850,988	1,247,410
1株当たり純資産額 (円)	1,697.79	1,607.54	1,919.37	2,125.33	2,198.15
1株当たり当期純利益金額 (円)	98.03	135.44	230.77	198.65	39.19
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.2	13.8	13.5	12.0	18.5
自己資本利益率 (%)	6.1	8.1	13.0	9.8	1.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	66,752	△109,142	△211,413	△229,338	667,924
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△26,359	△29,915	△72,923	△59,976	15,492
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△8,395	219,750	266,480	324,908	△670,115
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	64,342	145,034	127,178	162,770	176,071
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (人)	13,940 〔2,629〕	14,176 〔2,656〕	14,388 〔2,644〕	14,784 〔2,560〕	15,002 〔2,521〕

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第14期連結会計年度の期首から適用しており、第13期連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月	平成30年 3 月	平成31年 3 月
営業収益 (百万円)	1,052,896	1,041,729	1,001,139	1,022,811	1,908,519
経常利益 (百万円)	4,470	14,823	17,144	1,328	1,973
当期純利益 (百万円)	2,458	11,219	20,587	21,219	1,219
資本金 (百万円)	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500
発行済株式総数 (千株)	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
純資産額 (百万円)	141,840	153,025	173,618	194,818	196,028
総資産額 (百万円)	938,317	1,179,465	1,434,575	1,805,456	1,195,257
1株当たり純資産額 (円)	1,350.86	1,457.38	1,653.50	1,855.41	1,866.93
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	23.41	106.85	196.07	202.09	11.61
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	15.1	12.9	12.1	10.7	16.4
自己資本利益率 (%)	1.7	7.6	12.6	11.5	0.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	2,196	2,216	2,229	2,243	2,283
株主総利回り (比較指標：—) (%)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
最高株価 (円)	—	—	—	—	—
最低株価 (円)	—	—	—	—	—

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株価収益率、株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
5. 東京湾横断道路事業会計規則及び高速道路事業等会計規則の一部を改正する省令(令和元年5月22日国土交通省令第6号)等を第14期事業年度の期首から適用しており、第13期事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「民営化関係法施行法」といいます。)
第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、日本道路公団(以下「道路公団」といいます。)
の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	東日本高速道路株式会社設立
平成17年12月	ネクセリア東日本(株)(連結子会社)設立
平成18年3月	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)(以下「高速道路会社法」といいます。) 第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。) 第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」及び「一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))に関する協定」を締結
平成18年4月	財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、当社及びネクセリア東日本(株)がサービスエリア・パーキングエリア(以下「SA・PA」といいます。) に関する事業等を譲受け
平成18年6月	(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道(現(株)ネクスコ・サポート北海道)(連結子会社)、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北(連結子会社)、(株)ネクスコ・エンジニアリング関東(平成19年10月、(株)東関東への吸収合併により消滅)、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟(平成20年3月、(株)クエスト新潟への吸収合併により消滅)、(株)ネクスコ・トール東北(連結子会社)及び(株)ネクスコ・トール関東(連結子会社)設立
平成18年7月	新潟管理局を新潟支社に名称変更
平成18年9月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」及び「一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))に関する協定」を一部変更
平成19年3月	技術部を設置 新日本ハイウェイ・パトロール(株)、札幌道路エンジニア(株)、(株)アクトノース及び陸羽道路メンテナンス(株)を株式取得により連結子会社化し、それぞれ(株)ネクスコ東日本パトロール(現(株)ネクスコ・パトロール東北)、(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・メンテナンス北海道及び(株)ネクスコ・メンテナンス東北に商号変更 「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成19年4月	(株)ネクスコ・トール北関東(連結子会社)設立
平成19年7月	東日本ハイウェイ・パトロール(株)(現(株)ネクスコ・パトロール関東)を株式取得により連結子会社化
平成19年9月	(株)東関東を株式取得により連結子会社化
平成19年10月	(株)東関東が(株)ネクスコ・エンジニアリング関東を吸収合併し、(株)ネクスコ東日本エンジニアリングに商号変更
平成19年12月	(株)メンテナンス関東を株式取得により連結子会社化し、(株)ネクスコ・メンテナンス関東に商号変更
平成20年1月	一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))の料金徴収期間が満了
平成20年2月	関越ロードメンテナンス(株)(現(株)ネクスコ・メンテナンス新潟)を株式取得により連結子会社化
平成20年3月	(株)ネクスコ東日本トラスティ(連結子会社)設立 (株)クエスト新潟を株式取得により連結子会社化、同社が(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟を吸収合併し、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟に商号変更
平成20年4月	(株)ネクスコ東日本リテイル(連結子会社)及び(株)ネクスコ東日本エリアサポート(連結子会社)設立
平成20年10月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成21年3月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成21年7月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成21年8月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更

年月	事項
平成21年12月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成22年4月	(株)ネクスコ東日本リテイル(連結子会社)が(株)盛岡セントラルホテルを株式取得により連結子会社化
平成22年6月	(株)ネクスコ東日本ロジテム(連結子会社)設立
平成23年3月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成23年4月	本部制導入に伴い経営企画本部、総務本部、経理財務本部、技術本部、管理事業本部、建設事業本部及び事業開発本部を設置 海外事業部、環境部、新事業開発部、財務部、技術マーケティング推進室、グループ統括室、CSR・TD推進室等を設置
平成23年6月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成24年2月	(株)ネクスコ・サポート新潟(連結子会社)設立
平成24年4月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成24年8月	業務監査部を業務監査室に改編
平成25年1月	総務本部と経理財務本部を統合して総務・経理本部を、技術本部と建設事業本部を統合して建設・技術本部を、それぞれ設置 海外事業部と情報システム部を経営企画本部へ移設 グループ統括室、CSR・TD推進室及び技術マーケティング推進室を廃止したほか、経理部と財務部を統合して経理財務部を、技術部と環境部を統合して技術・環境部を、広報・IR部を改編して広報・CSR部を、それぞれ設置
平成25年3月	ネクセリア東日本(株)(連結子会社)が(株)ホームワークスを株式取得により連結子会社化 「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成25年6月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成26年3月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成26年6月	ネクセリア東日本(株)(連結子会社)が(株)ネクセリア・シティフード及び(株)スノーフーズを株式取得等により連結子会社化
平成26年8月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成26年10月	事業創造企画室を設置
平成27年3月	(株)ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ(連結子会社)設立 「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成27年4月	(株)ネクセリア・シティフード(連結子会社)が(株)一平を株式取得により連結子会社化
平成27年7月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成27年10月	(株)ネクスコ東日本リテイル(連結子会社)が(株)盛岡セントラルホテルを吸収合併
平成28年2月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成28年6月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成28年8月	(株)ネクスコ・メンテナンス関東(連結子会社)が(株)関東エリアクリーン(連結子会社)を設立
平成28年12月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成29年3月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成29年4月	(株)ネクセリア・シティフード(連結子会社)が(株)ホームワークス(連結子会社)及び(株)一平(連結子会社)を吸収合併 事業開発本部をサービスエリア事業本部に名称変更 エリア事業部をサービスエリア事業部に、新事業開発部を新事業推進部に、それぞれ名称変更
平成29年8月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成29年10月	(株)ネクスコ東日本リテイル(連結子会社)が(株)ネクスコ東日本ロジテム(連結子会社)を株式交換により完全子会社化

年月	事項
平成30年 3 月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成30年 6 月	(株)ネクスコ東日本ロジテム(連結子会社)が(株)スノーフーズ(連結子会社)の全株式を売却
平成30年 8 月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成31年 3 月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
令和元年 6 月	建設・技術本部を廃止し、技術本部及び建設事業本部を設置 海外事業部を技術本部へ移設

3 【事業の内容】

当社及び関係会社(子会社23社及び関連会社7社(平成31年3月31日現在))は、高速道路事業、受託事業、道路休憩所事業、その他の4部門に関係する事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の4部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、東日本地域の1都1道15県(注1)において、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」(その後の変更を含み、以下「協定」といいます。)、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路(注2)の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しております。

料金収受業務	(連結子会社) (株)ネクスコ・トール東北、(株)ネクスコ・トール関東、(株)ネクスコ・トール北関東、(株)ネクスコ・サポート北海道、(株)ネクスコ・サポート新潟 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路(株)
保全点検業務	(連結子会社) (株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、(株)ネクスコ東日本エンジニアリング、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路(株)
維持修繕業務	(連結子会社) (株)ネクスコ・メンテナンス北海道、(株)ネクスコ・メンテナンス東北、(株)ネクスコ・メンテナンス関東、(株)ネクスコ・メンテナンス新潟、(株)関東エリアクリーン (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路(株)
交通管理業務	(連結子会社) (株)ネクスコ・パトロール東北、(株)ネクスコ・パトロール関東、(株)ネクスコ・サポート北海道、(株)ネクスコ・サポート新潟 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路(株)
その他業務(注3)	(連結子会社) (株)ネクスコ東日本トラスティ (持分法適用関連会社) (株)NEXCOシステムズ、ハイウェイ・トール・システム(株)、(株)高速道路総合技術研究所

- (注) 1. 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県及び長野県(東京都、神奈川県、富山県及び長野県は一部区域)
2. 高速道路会社法第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
3. 用地調査管理、財産整理及び道路敷地管理等、有料道路の通行料金及び交通量等の電子計算、料金収受機械の保守・点検・整備・保全等並びに高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発を行っております。

(2) 受託事業

受託事業においては、国及び地方公共団体等との協議の結果、経済性及び効率性等から当社において一体として実施することが適当と認められた高速道路跨道橋及び取付道路等の工事等を当社が行っております。

(3) 道路休憩所事業

道路休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設及び管理等を行っております。

当社グループの管理するSA・PA324箇所(注)のうち、商業施設を所有している193箇所についてはネクセリア東日本(株)(連結子会社)が、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)の海ほたるPAについては東京湾横断道路(持分法適用関連会社)が、それぞれ商業施設の管理運営を行っております。また、SA・PAの直営店舗運営業務については(株)ネクスコ東日本リテイル(連結子会社)が、商業施設の管理点検業務及びコンシェルジェ業務については(株)ネクスコ東日本エリアサポート(連結子会社)が、商業施設における配送・共同仕入れ等の業務については(株)ネクスコ東日本ロジテム(連結子会社)が、飲食店舗運営業務については(株)ネクセリア・シティフード(連結子会社)が行っております。

(注) 平成31年4月に新設した東北中央自動車道南陽PA(上下線)及び山形PA(上下線)を含めた箇所数は328箇所となります。

(4) その他

その他においては、コンサルティング事業、カード事業、WEB事業、駐車場事業、占用施設活用事業、トラックターミナル事業及び海外事業等を実施しております。

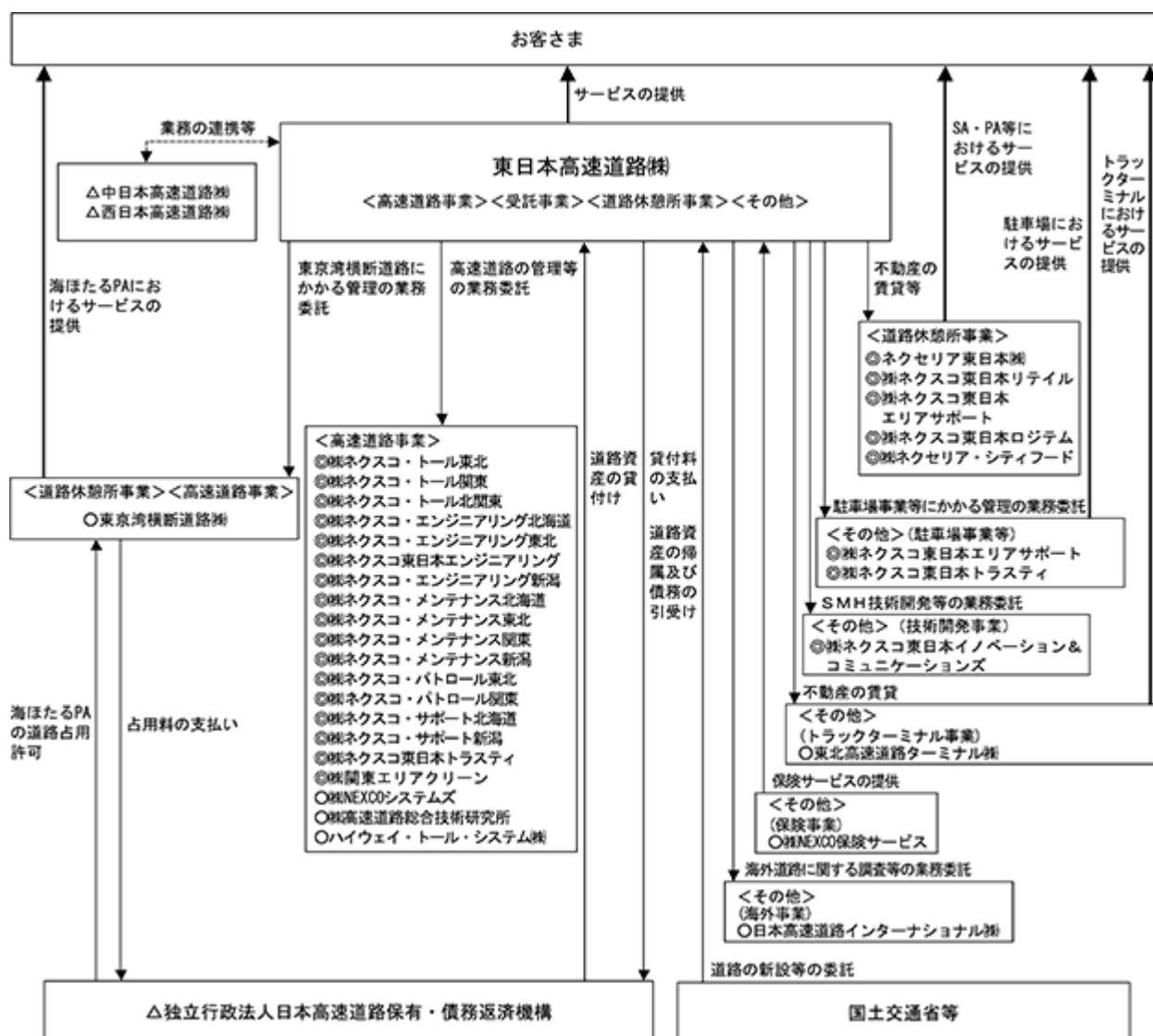
このうち、コンサルティング事業については、新直轄区間(注1)における工事監理等の技術支援業務、三陸沿岸道路における事業促進PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)(注2)業務及び地方自治体等の高速道路跨道橋点検業務を、カード事業については、ETC機能、クレジット機能及び電子マネー決済機能を搭載した「E-NEXCO pass」の発行をそれぞれ当社が行っております。

また、WEB事業については、料金検索システム及びSA・PA情報の提供並びに地域特産品等の販売等を当社及び(株)ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ(連結子会社)が行っております。駐車場事業については、日比谷自動車駐車場の管理運営を、占用施設活用事業については、高速道路の高架下の占用施設を活用した事業を、当社並びにその一部業務を委託した(株)ネクスコ東日本エリアサポート(連結子会社)及び(株)ネクスコ東日本トラスティ(連結子会社)が行っております。トラックターミナル事業については、東北高速道路ターミナル(株)(持分法適用関連会社)が仙台南(宮城県名取市)及び郡山(福島県郡山市)の2箇所におけるトラックターミナルの管理運営を行っております。海外事業については、他社と共同でインドの有料道路運営事業へ参画するとともに、高速道路事業を通じて蓄積された技術とノウハウを活用し、インド、ミャンマー等においてODAコンサルティング業務を行っております。スマートメンテナンスハイウェイ(以下「SMH」といいます。)(注3)関連技術や情報基盤高度化技術の開発、それらの内部活用の促進、技術開発成果の外販等の業務については、(株)ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ(連結子会社)が行っております。

その他、(株)NEXCO保険サービス(持分法適用関連会社)が損害保険及び生命保険の代理店業務を行っております。

- (注) 1. 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)(以下「高速自動車国道法」といいます。)第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間をいいます。
2. 国土交通省が導入した事業方式で、従来は発注者(国等)が単独で行ってきた協議調整等の工事前業務について、民間技術者チームが発注者と一体となって実施することにより、事業の促進を企図するものです。
3. 長期的な道路インフラの安全・安心の確保に向け、ICT(Information and Communication Technology)の導入や機械化等を行い、これらが技術者と融合した総合的なメンテナンス体制を構築し、維持管理・更新の効率化や高度化を図るものです。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

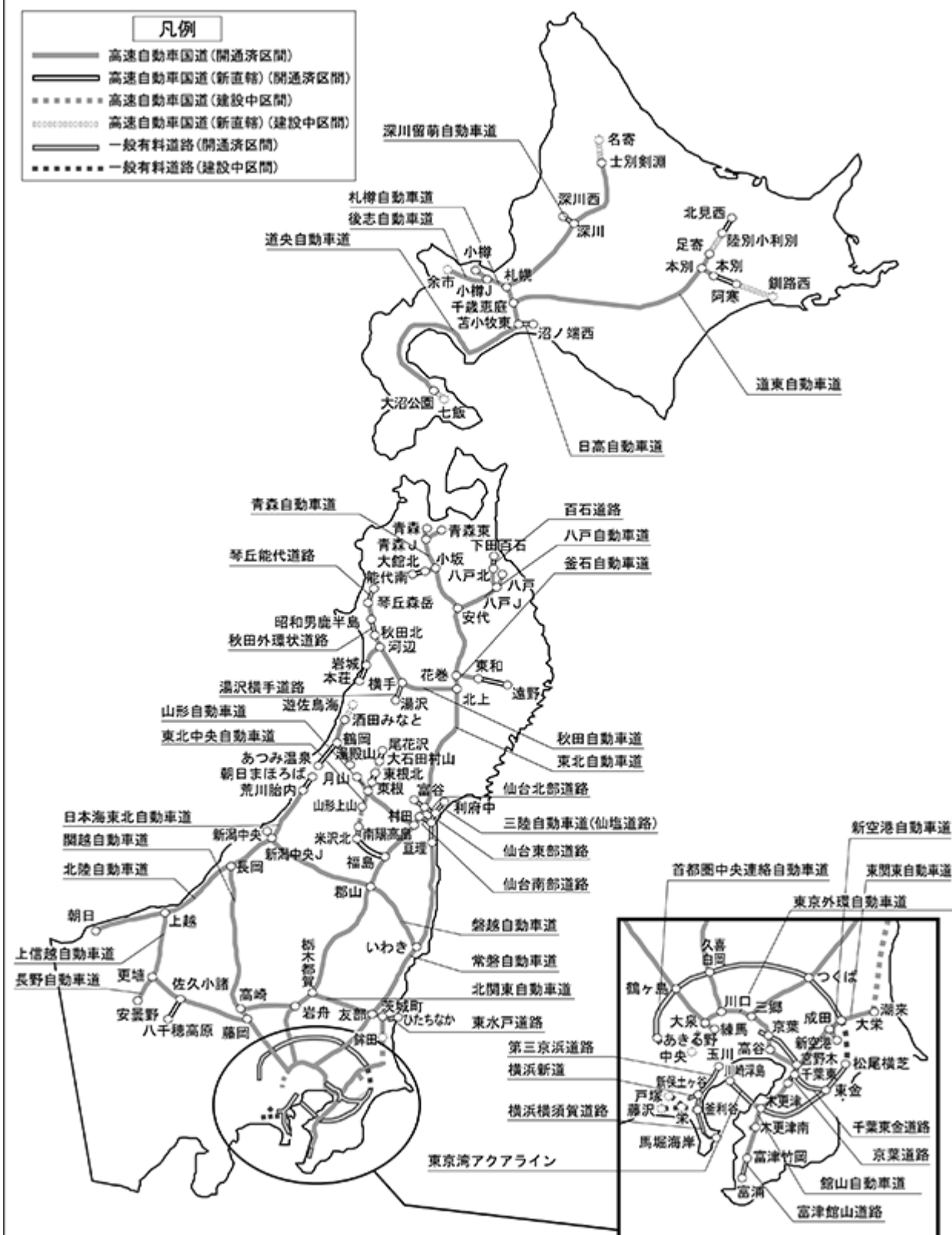


(注) 1. ◎は連結子会社、○は持分法適用関連会社、△は関連当事者を示しております。

2. 機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

凡例

- ===== 高速自動車国道(開通済区間)
- ===== 高速自動車国道(新直轄)(開通済区間)
- ***** 高速自動車国道(建設中区間)
- ***** 高速自動車国道(新直轄)(建設中区間)
- 一般有料道路(開通済区間)
- ***** 一般有料道路(建設中区間)



10/133

4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

(平成31年3月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (%) (注) 2	関係内容
(株)ネクスコ・トール東北	仙台市青葉区	90	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の料金収受業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ・トール関東	東京都墨田区	90	高速道路事業	100.0	一般国道14号及び16号(京葉道路)等の料金収受業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ・トール北関東	さいたま市 大宮区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の料金収受業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ・エンジニアリング 北海道	札幌市白石区	60	高速道路事業	100.0	北海道縦貫自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ・エンジニアリング 東北	仙台市青葉区	90	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ東日本エンジニア リング	東京都荒川区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ・エンジニアリング 新潟	新潟市中央区	40	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 あり 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ・メンテナンス 北海道	札幌市白石区	43	高速道路事業	100.0	北海道縦貫自動車道等の維持修繕業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ・メンテナンス東北	仙台市青葉区	99	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の維持修繕業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ・メンテナンス関東	東京都 千代田区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の維持修繕業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ・メンテナンス新潟	新潟県長岡市	72	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の維持修繕業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ・パトロール東北	仙台市青葉区	60	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の交通管理業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (%)(注) 2	関係内容
(株)ネクスコ・パトロール関東	東京都文京区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の交通管理業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ・サポート北海道	札幌市厚別区	40	高速道路事業	100.0	北海道縦貫自動車道等の料金収受業務及び交通管理業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ・サポート新潟	新潟市中央区	40	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の料金収受業務及び交通管理業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ東日本トラスティ	東京都港区	45	高速道路事業 その他 (駐車場事業等)	100.0	用地調査管理業務、財産整理業務及び道路敷地管理業務等を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 あり 役員の兼任等 なし
(株)関東エアクリーン	東京都千代田区	30	高速道路事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
ネクセリア東日本(株)	東京都港区	1,500	道路休憩所事業	100.0	SA・PA内商業施設等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ東日本リテイル	東京都港区	225	道路休憩所事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ東日本エリアサポート	東京都港区	90	道路休憩所事業 その他 (駐車場事業等)	100.0	駐車場事業等管理業務等を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ東日本ロジテム	千葉県習志野市	150	道路休憩所事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクセリア・シティフード	東京都港区	60	道路休憩所事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ	東京都港区	85	その他 (技術開発事業)	100.0	研究開発及び情報処理・提供サービス等業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントに記載された名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

3. (株)スノーフーズは、平成30年6月に(株)ネクスコ東日本ロジテムが全株式を売却したことにより、当社の連結子会社ではなくなりました。

(2) 持分法適用の関連会社

(平成31年3月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (%) (注) 2, 3	関係内容
東京湾横断道路(株) (注) 4	東京都品川区	90,000	高速道路事業 道路休憩所 事業	33.3 (0.0)	東京湾横断道路の建設に関する特別措置 法(昭和61年法律第45号)の規定による同 社との管理協定に基づき、一般国道409号 (東京湾横断・木更津東金道路)の維持修 繕、料金収受等の管理を委託しておりま す。また、事務所建物の一部を賃貸して おります。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)NEXCOシステムズ	東京都新宿区	50	高速道路事業	33.3	料金、経理、人事、給与等の基幹システ ムの運用管理業務を委託しております。 また、支社建物等の一部を賃貸しており ます。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)高速道路総合技術研究所	東京都町田市	45	高速道路事業	33.3	高速道路技術に関する調査・研究及び技 術開発業務を委託しております。また、 滋賀県湖南市の緑化試験・生産施設を賃 貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
ハイウェイ・トール・システム (株)	東京都中央区	75	高速道路事業	30.0 [9.7]	料金収受機械等保守整備業務を委託して おります。また、支社建物等の一部を賃 貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)NEXCO保険サービス	東京都 千代田区	15	その他 (保険事業)	33.3	損害保険及び生命保険の代理店業務によ るサービスの提供を受けております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
東北高速道路ターミナル(株)	宮城県名取市	1,082	その他 (トラックター ミナル事業)	27.0 (0.4)	仙台南及び郡山の2箇所におけるトラッ クターミナル事業用地を賃貸しておりま す。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
日本高速道路インターナシヨナ ル(株)	東京都 千代田区	49	その他 (海外事業)	28.6	海外道路に関する調査・研究業務を委託 しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
3. 議決権の所有割合の[]内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の議決権の所有割合で外数となっております。
4. 有価証券報告書を提出しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成31年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	13,578 [1,126]
受託事業	
道路休憩所事業	1,070 [1,395]
その他	
全社(共通)	354
計	15,002 [2,521]

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成31年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,283	42.4	18.2	8,075,779

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	1,877
受託事業	
道路休憩所事業	52
その他	
全社(共通)	354
計	2,283

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均勤続年数は、道路公団における勤続年数を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
5. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、東日本高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。
 なお、提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

当社グループは、「高速道路の効果を最大限発揮させることにより、地域社会の発展と暮らしの向上を支え、日本経済全体の活性化に貢献」することをグループ経営理念とし、「つなぐ」価値を創造し、あらゆるステークホルダーに貢献する企業として成長するというグループ経営ビジョンの実現を目指しています。

当社は、グループ一体経営を推進しつつ、グループ経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりのなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」及び「CSR経営の推進」を常に念頭に置き、お客さまに安全・安心・快適・便利な高速道路空間を提供すべく、「NEXCO東日本グループ中期経営計画(平成29～32年度)」における、「安全・安心・快適・便利な高速道路サービスの提供」、「地域社会への貢献とインバウンド・環境保全への対応」、「社会に貢献する技術開発の推進」、「関連事業の収益力強化」及び「グループ全体の経営力強化」の5つの基本方針のもと、事業を実施しています。

令和元年度における日本経済は、通商問題の動向等、世界経済の腰折れによる需要鈍化のリスクがある中で、東京2020オリンピック・パラリンピック開催を控えた関連需要の高まりや各種政策効果等もあって、雇用・所得環境が引き続き改善する等、経済の好循環が継続し、民需を中心とした緩やかな景気回復が期待されます。

一方で、生産年齢人口の減少や景気回復に伴い、人材確保が厳しくなっており、労働力確保、生産性向上を図ることも求められています。

このような事業環境のなか、当社が事業を実施するにあたっては、安全・安心・快適・便利な高速道路のご利用を確保しつつ、機構との協定に基づく道路資産賃借料を着実に支払うとともに、高速道路ネットワークの形成を進めていく必要があります。特に、高速道路の管理につきましては、景気の動向等が交通動向や料金収入に与える影響を引き続き注視しつつ、お客さまを第一に考え、適切かつ円滑な運用を図っていく必要があります。

これらの課題に適切に対処していくため、当社は、経営理念・ビジョンを共有するグループ会社との一体経営を一層推進し、グループ全体の効率性・生産性のさらなる向上に努めるとともに、高速道路をこれまで以上に有効に活用し、その効果を最大限発揮させることで、地域社会の発展と暮らしの向上、さらには広く日本経済全体の活性化に貢献していきます。

平成30年度を2年目とする中期経営計画について、今般、計画期間の折り返しを迎えるにあたり、策定後の事業環境の変化等に適切に対応するため、新たな4車線化事業、安全対策及び防災・減災対策等の追加等を内容とする見直しを行いました。

また、平成31年4月に働き方改革関連法が施行されたことから、法令を遵守しながらこれらの事業課題に適切に対応していけるよう、会議資料・内部説明資料のスリム化、社内手続文書の徹底削減を図るとともに、ICTを活用する等、仕事のやり方を大胆に変え、働き方改革を喫緊の課題として取り組んでいきます。

当社グループは、中期経営計画の達成に向け、高速道路リニューアルプロジェクトの推進、地域との連携や災害時の対応力の強化、ミッシングリンク解消に向けた首都圏環状道路等の整備や首都圏中央連絡自動車道(久喜白岡ジャンクション(以下「JCT」といいます。))～大栄JCT)の4車線化等の推進、休憩施設のリニューアル等にグループ一丸となって取り組んでいきます。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下において記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解するうえで重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、投資判断は、本項及び本有価証券報告書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、不確実性が内在しております。

1. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法(平成17年法律第86号)(以下「会社法」といいます。)、高速道路会社法、民営化関係法施行法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第101号)(以下「整備法」といいます。))及び下記「15.高速道路関係法令等の適用」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法(昭和27年法律第180号)(以下「道路法」といいます。)、高速自動車国道法その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産に係る税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりましたが、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)により、令和7年度までに延長されております。かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております(後記「4 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を参照ください。)。協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、協定に係る毎年度の料金収入の金額(以下「実績収入」といいます。))が、あらかじめ協定において定められている計画収入の金額(以下「計画収入」といいます。))と比較して1%を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

(1)道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しております。かかる貸付料は、協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており(後記「15.高速道路関係法令等の適用 (2)道路整備特別措置法 ②国土交通大臣による許可その他の規制事項 (ア)高速道路の新設又は改築(第3条)」をご参照ください。)、実績収入から管理費用を差引いた金額を支払原資としております。このため、実績収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実績収入が計画収入の1%を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの業績及び財

政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2)債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事(特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限りまゝ。)に要する費用、特定更新等工事に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定等(下記「15. 高速道路関係法令等の適用 (2)道路整備特別措置法 ③その他の事項 (イ)道路資産等の帰属(第51条)」をご参照ください。)により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定等が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他の連帯債務者の存在

当社、機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)は、それぞれ、道路公団の民営化に伴い借入金及び道路債券に係る債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と、機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)との間に、連帯債務関係が生じております(民営化関係法施行法第16条をご参照ください。)。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けは重畳的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、当該他の連帯債務者の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要性が生じ、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 季節性

当社グループの事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いこと等から、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏期の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。このような傾向が、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 大規模災害の発生

地震、津波、台風、地すべり、洪水、大雪、大事故、パンデミック及びテロ等の大規模災害が発生した場合、高速道路、SA・PAその他当社グループの事業に関わる施設の利用の減少に伴う収入の減少並びに設備の毀損に伴う支出の増加及び資産の減価等の被害が発生し、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社及び航空会社等の対抗輸送機関と、道路休憩所事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの業績及び財政状

態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. 品質管理

当社グループが実施する設計、工事等において、請負人の設計過誤や施工不良により、高速道路の構造等に欠陥が生じた場合には、通行障害や開通遅延による社会的信用の低下や料金収入の減少等、有形無形の損害が発生し、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 個人情報等の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報、個人番号及び特定個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等の規定に則り、厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. コンピューターシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続の対象となる可能性があります。

将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 経済情勢

我が国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン価格等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路、SA・PAその他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 高速道路関係法令等の適用

当社は、道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路会社法、機構法、整備法及び民営化関係法施行法の施行により、機構、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下、当社、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)を「高速道路会社」と総称します。)とともに設立されており、その事業運営には以下に掲げる高速道路関係法令等の適用があります。

(1)高速道路株式会社法

① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること(第1条)を掲げるとともに、その事業の範囲(第5条)、機構との協定(第6条)等について規定しております。

② 国土交通大臣による認可その他の規制事項

(ア)株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等(第3条)

高速道路会社は、会社法第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(イ)事業範囲外の高速道路における業務(第5条)

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことが

できます。

(ウ)代表取締役等の選定等(第9条)

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(エ)事業計画(第10条)

毎事業年度の事業計画の策定及び変更には、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(オ)社債及び借入金(第11条)

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(カ)重要な財産の譲渡等(第12条)

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(キ)定款の変更等(第13条)

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(ク)会計の整理等(第14条)

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

(ケ)国土交通大臣の監督・命令権限(第15条、第16条)

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社からその業務に関し報告をさせ、また国土交通省の職員に検査をさせることができます。

③ その他の事項

(ア)政府による株式の保有(第3条)

政府(首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株))にあつては、政府及び地方公共団体は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません。

(イ)一般担保(第8条)

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(ウ)債務保証(附則第3条)

政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます。なお、当連結会計年度において保証契約の実績はなく、次期連結会計年度においてもその予定はありません。

(2)道路整備特別措置法

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金(高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。)を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております(第1条)。特措法には、高速道路会社による高速道路の整備等(第3条から第9条)、道路資産(道路(道路法第2条第1項に規定する道路を意味します。))を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。))を意味します。)等の帰属(第51条)等、当社に関連する事項が規定されております。

② 国土交通大臣による許可その他の規制事項

(ア)高速道路の新設又は改築(第3条)

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。なお、料金の額については、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等の基準が定められております(第23条)。

(イ)法令違反等に関する監督(第46条)

国土交通大臣は、高速道路会社の新設し、若しくは改築し、又は維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路

(以下「会社管理高速道路」といいます。)に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

(ウ)料金に関する監督(第47条)

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

(エ)道路の管理に関する勧告等(第48条)

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

③ その他の事項

(ア)料金徴収の対象等(第24条)

国土交通大臣は、道路の通行又は利用が災害援助、水防活動その他特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不相当であると認められる車両について、料金を徴収しない車両として定めることができます。

(イ)道路資産等の帰属(第51条)

高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。

また、高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

なお、高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(3)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております(第1条)。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容(第13条)、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等(第15条)、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等(第16条)、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準(第17条)等が規定されております。

(4)海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定について定めるとともに、高速道路会社等に海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入に資する調査その他の業務を行わせる等の措置を講ずることにより、我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的としております(第1条)。同法においては、高速道路会社は基本方針に従って、道路の整備又は維持管理であって海外において行われるものに関する調査、測量、設計、試験及び研究の事業を行うこと(第10条)が規定されております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1 経営成績等の状況の概要

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における日本の経済は、企業収益や雇用・所得環境が継続的に改善する中で、設備投資や個人消費についても持ち直し、民需の改善もみられる等、緩やかな回復が続きましたが、後半以降は輸出や生産の一部に弱さもみられました。

このような事業環境のなか、当社は、グループ一体経営を推進しつつ、経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりのなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」及び「CSR経営の推進」を常に念頭に置き、お客さまに安全・安心・快適・便利な高速道路空間を提供すべく、「NEXCO東日本グループ中期経営計画(平成29～32年度)」における「安全・安心・快適・便利な高速道路サービスの提供」、「地域社会への貢献とインバウンド・環境保全への対応」、「社会に貢献する技術開発の推進」、「関連事業の収益力強化」及び「グループ全体の経営力強化」という5つの基本方針のもと、着実に事業を実施してまいりました。

当連結会計年度の営業収益は1,943,102百万円(前期比83.9%増)、営業利益が4,404百万円(前期は営業損失169百万円)、経常利益が7,500百万円(前期比127.0%増)となり、この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は4,115百万円(同80.2%減)となりました。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、安全で快適な走行環境を確保するため、道路機能の向上、清掃や点検、道路の補修等の管理を適正かつ効率的に行うとともに、高速道路ネットワークの早期整備に向け高速道路の新設及び改築に取り組んできました。

当連結会計年度末現在で管理延長は計44道路3,919kmとなっております。

日本は非常に自然災害の多い国であり、緊急時や災害時には命の道として救援・復旧・復興のため交通路を早期に確保することは当社グループの大きな使命です。

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、北海道内で最大震度7を観測し、道内の約5割の高速道路(約360km)が通行止めとなりましたが、点検・応急復旧を速やかに実施し、緊急車両の通行を早期に確保するとともに、地震による大規模停電の発生に対しては、自家発電設備を稼働することにより、14時間後には地震に伴うすべての通行止めを解除しました。加えて、災害ボランティアを含む災害派遣等従事車両に対する高速道路の無料措置を実施したほか、北海道の観光復興を応援するため、北海道内の高速道路が定額で乗り降り自由となる「北海道観光応援パス」を販売しました。

防災・減災の強化としては、平成28年4月に発生した熊本地震によりロッキング橋脚を有する高速道路跨道橋1橋が落橋したことを受け、ロッキング橋脚を有する橋梁の耐震補強工事を進めております。

安全・安心を次の世代へ引き継ぐため、インフラ老朽化への対策として実施する大規模更新・修繕事業(高速道路リニューアルプロジェクト)については、平成27年度より事業に着手し、引き続き同事業の推進に向け、必要な各種調査・設計を進めるとともに工事を計画的に進めております。加えて、道路構造物の劣化に多大な影響を与え、重大な交通事故を惹起するおそれのある車両制限令違反車両に対しては、取締を強化するとともに、大口・多頻度割引停止措置や、車両重量自動計測装置の整備を進めています。

さらに、高速道路の長期的な「安全・安心」の確保のため、ICTやロボティクス等最新技術を活用した次世代インフラ総合マネジメントシステム「SMH構想」については、技術開発から導入の段階へ移行しています。令和2年度の全社展開に先立ち、令和元年度から点検データの統計・分析にビジネスインテリジェンスツールを活用する等、インフラ管理に関する意思決定プロセスの標準化に取り組んでいきます。

交通事故削減に向け、高速道路での逆走事故ゼロを目指し、統一的な逆走防止のハード対策を進めたほか、ソフト対策を継続的に実施するとともに、企業等から公募した逆走検知や抑制に係る技術の実地検証及び評価を実施のうえ、逆走対策に関する国土交通省の有識者委員会において結果を報告し、有効な技術について公表しました。今後、有効な技術を活用しながら更なる安全対策を図ってまいります。加えて、対面通行区間における突破・正面衝突事故の防止対策として試行検証を行ってきたワイヤロープについては、国土交通省の有識者委員会において技術的検証結果の中間とりまとめが報告され、今後、土工部を中心に順次展開を図るとともに、中小橋については実用化に向けた現地での試行検証を進め、トンネル・長大橋部では公募による選定技術の検証を進めてまいります。

当社グループが管轄する事業エリアは、冬期の気象条件が厳しい地域が多いという特徴があり、昨年度の記録的な積雪の経験を踏まえ、効率的な雪氷対策を実施するとともに、冬タイヤのチェーンチェックや情報提供の強化等関係機関と連携して、安全な冬期交通の確保に努めました。

また、高速道路の利便性向上のため、ETCを活用した時間帯割引、ETCマイレージサービスに加え、地域の観光振

興やインバウンド対策を目的としたETC周遊割引「ドラ割」について、お客さまのこれまでのご利用形態や地域でのイベント開催を踏まえ「東北観光フリーパス」や二輪車向けの「ツーリングプラン」等でプランを見直すとともに、冬のレジャー利用に向けた「ウィンターパス」ではプロモーションの強化を図りました。このほか、福島第一原子力発電所事故により警戒区域等から避難されている方を対象として平成23年6月から国の施策に基づき開始した高速道路の無料措置(注1)を当連結会計年度においても継続するとともに、ご利用される方の利便性向上等を目的とした「ふるさと帰還通行カード」を導入しました。また、福島第一原子力発電所事故による母子避難者等を対象とした高速道路の無料措置(注2)についても継続しました。

一方、計6道路138kmの区間で高速道路の新設事業を実施し、当連結会計年度においては、東京外環自動車道(三郷南インターチェンジ(以下「IC」といいます。))～高谷JCT)及び後志自動車道(余市IC～小樽JCT)の2道2区間(38.8km)について新規開通しました。この結果、当連結会計年度において、全体計画延長4,018kmの約98%にあたる3,919kmの高速道路ネットワークを形成させました。

新設事業のうち東北中央自動車道(南陽高島IC～山形上山IC)の1区間24kmにつきましては、平成31年4月の開通に向け着実に事業進捗を図ってまいりました。

また、平成30年8月10日にスマートIC3箇所と新設IC1箇所の整備を追加する高速道路事業の変更について国土交通大臣から許可を受け、計19道路211kmの区間で4車線化拡幅等の改築事業を実施し、当連結会計年度においては、上信越自動車道(信濃町IC～上越JCT)の約8割及び館山自動車道(木更津南JCT～富津中央IC)の2道2区間(42.4km)が4車線となりました。

高速道路の新設及び改築事業にあたっては、良好な沿道環境の保全や地域との調和を図るため、遮音壁の設置や盛土のり面の樹林化等を進め、地球温暖化防止等にも寄与すべく努力してまいりました。

当連結会計年度の高速道路事業における営業収益は1,865,962百万円(前期比91.2%増)、営業費用は1,864,921百万円(同90.6%増)となりました。以上の結果、営業利益は1,040百万円(前期は営業損失2,766百万円)となりました。

- (注) 1. 福島第一原子力発電所事故により国として避難を指示又は勧奨している区域等から避難されている方を対象とした生活再建に向けた一時帰宅等の移動の支援を目的として実施している無料措置をいいます。この無料措置は特定のICを入口又は出口とする走行に対して適用され、令和2年3月31日までの予定で継続されております。
2. 福島第一原子力発電所事故により警戒区域等を除く福島県浜通り・中通り等の対象地域から避難して二重生活を強いられている母子等及び対象地域内に残る父親等を対象とした生活支援を目的として実施している無料措置をいいます。この無料措置は母子等避難先の最寄りICと父親等居住地の最寄りIC間の走行に対して適用され、令和2年3月31日までの予定で継続されております。

(受託事業)

受託事業においては、国及び地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等で、経済性、効率性等から当社が行う事業と一体として実施することが適当と認められる工事等について、事業を推進してきました。

当連結会計年度の受託事業における営業収益は36,476百万円(前期比13.4%減)、営業費用は36,467百万円(同13.4%減)となりました。以上の結果、営業利益は8百万円(同79.1%減)となりました。

(道路休憩所事業)

道路休憩所事業においては、当社が管理する324箇所(うち、当社の商業施設がある箇所は193箇所。)のSA・PAをより魅力ある空間として楽しんでもいただけるものとするため、当社全額出資の子会社であるネクセリア東日本(株)、(株)ネクスコ東日本リテイル、(株)ネクスコ東日本エリアサポートと一体となり、高速道路商業施設運営のスペシャリストとして、業務執行の効率性を追求しながら、お客さまにご満足いただけるエリアづくりに努めてまいりました。

当連結会計年度における商業施設の運営につきましては、地元の特産品や名産品等の地域産品を紹介・応援することを目的とした「地域産品応援フェア!」や、お客さまにSA・PAで地域の味を楽しんでもいただくことを目的とした「NEXCO東日本 新メニューコンテスト」を開催する等、地域の「ショーウィンドウ」化を推進するとともに、通訳クラウドサービスを利用したエリアコンシェルジェによる案内やフードメニューの外国語表示等、訪日外国人のお客さまへ柔軟に対応するための取り組みを推進してまいりました。

商業施設の建設につきましては、平成30年4月に関越自動車道赤城高原SA(上り線)を地域性・旅の楽しみを凝縮した旅のドラマを演出する「ドラマチックエリア」としてリニューアルしました。

また、北関東自動車道太田強戸PA(集約型)の新設に合わせて、平成30年7月に商業施設及びガスタンションが

オープンし、150kmを超えるガステーションの空白区間が解消する等、お客さまサービス、利便性の向上に努めました。

平成31年4月の東北中央自動車道の延伸により、山形PA(上下線)及び南陽PA(上下線)がオープンすることに伴い、当社が管理する箇所数は328箇所となります。

当連結会計年度の道路休憩所事業における営業収益は41,603百万円(前期比0.2%減)、営業費用は38,590百万円(同1.6%減)となりました。以上の結果、営業利益は3,012百万円(同22.6%増)となりました。

(その他)

その他の事業においては、旅行事業では東京湾アクアラインの緊急避難通路のガイドツアーに沿線の観光施設を組み合わせたバスツアー等のインフラツーリズムを実施したほか、当社の会員カード「E-NEXCO pass」では、新規会員獲得イベントや利用促進キャンペーンを実施する等、事業の拡大に努めてまいりました。更には、日比谷駐車場事業、仙台南及び郡山トラックターミナルで実施しているトラックターミナル事業、高速道路の高架下における占用施設活用事業等を行いました。

また、新規事業開発においては、新たな事業領域への展開、新たな技術や成長分野を踏まえたサービスの開発・拡充を図るため、ビッグデータやAI等、先端技術の利活用に関する調査検討や実用化に向けた実証実験を実施しました。

国土交通省が事業促進PPPとして発注した「三陸沿岸道路事業監理業務(気仙沼唐桑工区)」(10km)を平成24年6月から平成31年3月まで実施し平成31年3月には当該業務の一部区間(唐桑小原木ICから宮城・岩手県境区間(2km))が開通しました。

なお、本業務は令和2年3月まで引き続き実施することになっております。

海外事業の分野では、他社と共同でインドの有料道路運営事業へ参画するとともに、高速道路事業を通じて蓄積された技術とノウハウを活用し、インド、ミャンマー等においてODAコンサルティング業務を行いました。

当連結会計年度のその他の事業における営業収益は5,730百万円(前期比65.9%増)、営業費用は5,460百万円(同61.9%増)となりました。以上の結果、営業利益は270百万円(同228.4%増)となりました。

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ603,577百万円減少し、1,247,410百万円となりました。仕掛道路資産が減少したことが主な要因であります。

負債は、前連結会計年度末に比べ611,222百万円減少し、1,016,605百万円となりました。道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金が減少したことが主な要因であります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ7,645百万円増加し、230,805百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加が主な要因であります。

自己資本比率は、前連結会計年度に比べ6.4ポイント上昇し、18.5%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益7,281百万円に加え、たな卸資産の減少額559,511百万円、減価償却費26,114百万円等の資金増加要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは667,924百万円の資金収入(前期は229,338百万円の資金支出)となりました。

なお、上記たな卸資産の減少額のうち559,577百万円は、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の減少であります。かかる資産は、連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有価証券の売却による収入147,000百万円等があった一方、料金機械、ETC装置等の設備投資による支出44,882百万円、有価証券の取得による支出116,986百万円等があったことから、投資活動によるキャッシュ・フローは15,492百万円の資金収入(前期は59,976百万円の資金支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係社債の償還等1,089,444百万円(機構法第15条第1項による債務引受額1,089,044百万円に相当しま

す。)等の支出があった一方、道路建設関係社債の発行による収入369,443百万円及び長期借入れによる収入50,241百万円があったことから、財務活動によるキャッシュ・フローは670,115百万円の資金支出(前期は324,908百万円の資金収入)となりました。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、176,071百万円(前期比13,300百万円の増)となりました。

(参考情報)

提出会社の当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)における、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)第6条の規定により作成した「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりであります。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(百万円)

1. 営業収益		
料金収入	859,994	
道路資産完成高	998,552	
受託業務収入	4	
その他の売上高	859	1,859,410
2. 営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	2,451	
土地物件貸付料	1	
雑収入	553	3,006
3. 特別利益		
固定資産売却益	4	4
高速道路事業営業収益等合計		<u>1,862,421</u>

(注) 配賦基準は下記のとおりであります。

- ・高速道路事業又はその他の事業の収益として事業が特定できるものは、各々の特定の事業部門に直接配賦
 - ・事業が特定できないものについては、以下の方法により各事業に配賦
- 営業外収益及び特別利益については、営業損益比

(3) 生産、受注及び販売の実績

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の実績については、前記「(1) 財政状態及び経営成績の状況」においてセグメント別の業績に関連付けて記載しております。

2 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意ください。

(1) 経営成績等の状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、機構との協定及び特措法の規定による事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けたうえ、道路利用者より料金を収受、かかる料金収入を機構への道路資産賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があります、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動や自然災害等のリスクに備え、積み立てることとしております。

また、高速道路事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いこと等から、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表ないし財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、道路公団の民営化に伴い当社、機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)との間に、連帯債務関係が生じております(民営化関係法施行法第16条)。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 経営成績等の状況に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した日に行っております。

また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が見込まれる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については工事進行基準を適用しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当連結会計年度における営業収益は、合計で1,943,102百万円(前期比83.9%増)となりました。高速道路事業については、首都圏中央連絡自動車道の開通による交通量の増加等により、料金収入に料金引下げ措置等に対する減収補てんを加えた額は、860,466百万円(同2.6%増)となる一方で、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき機構に帰属した資産の額が998,552百万円(同672.1%増)となったこと等により1,865,962百万円(同91.2%増)となりました。受託事業については、国及び地方公共団体等の委託に基づく工事が減少したこと等により36,476百万円(同13.4%減)、道路休憩所事業については、直営店舗の改良工事に伴う影響休止の影響による直営店舗売上高が減少したこと等により41,603百万円(同0.2%減)、その他については、外販事業の実施等により5,730百万円(同65.9%増)となりました。

② 営業利益

当連結会計年度における営業費用は、合計で1,938,697百万円(前期比83.4%増)となりました。高速道路事業については、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき機構に帰属した道路資産の額の増加により道路資産完成原価が998,552百万円(同672.1%増)、協定に基づく機構への賃借料が621,183百万円(同3.2%増)となったこと等により1,864,921百万円(同90.6%増)となりました。受託事業については、国及び地方公共団体等の委託に基づく工事が減少したこと等により36,467百万円(同13.4%減)、道路休憩所事業については、直営店舗売上高の減少により売上原価が減少したことに加えて、連結子会社の業務効率化により一般管理費等が減少したこと等により38,590百万円(同1.6%減)、その他については、外販事業の実施等により5,460百万円(同61.9%増)となりました。

以上により、当連結会計年度における営業利益は合計で4,404百万円(前期は営業損失169百万円)となりました。その内訳は、高速道路事業が営業利益1,040百万円(前期は営業損失2,766百万円)、受託事業が営業利益8百万円(前期比79.1%減)、道路休憩所事業が営業利益3,012百万円(同22.6%増)、その他が営業利益270百万円(同228.4%増)であります。

③ 営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は、持分法による投資利益1,323百万円、土地物件貸付料453百万円等の計上により3,257百万円(前期比9.6%減)、営業外費用は控除対象外消費税69百万円等の計上により161百万円(同22.4%増)となりました。

④ 経常利益

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は7,500百万円(前期比127.0%増)となりました。

⑤ 特別損益

特別利益は、固定資産売却益312百万円等の計上により328百万円(前期比98.8%減)となりました。

特別損失は、固定資産除却損343百万円等の計上により547百万円(同139.7%増)となりました。

⑥ 親会社株主に帰属する当期純利益

法人税等を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は4,115百万円(前期比80.2%減)となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性について

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「1 経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、料金の収受等の営業活動のほか、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づき機構に支払う道路資産賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定を平成18年3月31日付けで締結しております(平成18年4月1日施行)。かかる協定は、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としており、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事(特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあっては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限り、)の内容、特定更新等工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、実績収入が、①計画収入の1%に相当する金額を加えた金額(以下「加算基準額」といいます。))を超えた場合には、協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、1%に相当する金額を減じた金額(以下「減算基準額」といいます。))を下回った場合には、協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

なお、当連結会計年度までに一部変更された協定の内容は、以下のとおりであります。

協定変更日	協定一部変更の内容
平成18年9月21日	当社の所有する料金徴収施設等の耐用年数の見直しに伴い、平成18年度以降の貸付料を変更
平成19年3月22日	スマートICの本格導入に伴い、平成19年度以降の計画収入を変更
平成20年10月7日	「安心実現のための緊急総合対策(平成20年8月29日)」に基づく高速道路料金の引下げ等に伴い、平成20年度及び平成21年度の計画収入及び貸付料を変更
平成21年3月10日	「生活対策(平成20年10月30日)」及び「道路特定財源の一般財源化等について(平成20年12月8日)」に基づく高速道路料金の引下げ等に伴い、平成20年度以降の計画収入、平成20年度ないし平成29年度の貸付料並びに平成21年度の新設・改築費及び平成33年度以降の修繕費に係る債務引受限度額を変更
平成21年3月26日	スマートICの本格導入に伴い、平成21年度以降の計画収入を変更
平成21年8月10日	関越自動車道等の暫定2車線区間の4車線化、一般国道47号(仙台北部道路)の一部区間の有料道路事業化及び地域活性化ICの整備等に伴い、平成22年度以降の計画収入及び貸付料並びに平成21年度ないし平成26年度の新設・改築費及び平成26年度以降の修繕費に係る債務引受限度額をそれぞれ変更
平成23年3月17日	「高速道路の当面の新たな割引について(平成23年2月16日)」に基づく高速道路料金の引下げ、さらには協定第16条第1項に基づくおおむね5年ごとの見直しに伴い、平成23年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費及び修繕費に係る債務引受限度額を変更
平成23年6月6日	各種割引制度の変更及び一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の一部区間の有料道路事業化に伴い、平成23年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費及び修繕費に係る債務引受限度額を変更

協定変更日	協定一部変更の内容
平成24年4月17日	関越自動車道新潟線(大泉JCT～中央JCT(仮称))の事業追加及び一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))の4車線化に伴い、平成24年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費、修繕費及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成25年3月21日	「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)で示された政府方針を受け、安全・安心向上のための緊急修繕及び渋滞対策を実施するために必要となる平成25年度以降の修繕費に係る債務引受限度額を変更
平成25年6月11日	一般国道6号(仙台南部道路(仙台若林JCT～仙台南IC))の宮城県道路公社からの事業引継ぎ、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道(栄IC・JCT～藤沢IC及び大泉JCT～松尾横芝IC))の事業追加等に伴い、平成25年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費、修繕費に係る債務引受限度額を変更
平成26年3月14日	「新たな高速道路料金に関する基本方針(平成25年12月20日)」を踏まえた料金水準の引き下げ、料金割引の見直し、「高速道路料金における消費税の転嫁の方法に関する基本的な考え方について(平成26年1月22日)」を踏まえた料金の変更、京葉道路の渋滞対策による料金の変更等に伴い、平成26年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費、修繕費及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成26年8月8日	道路法の改正に伴い、機構に帰属する道路資産に係る事業費の1/2以内を無利子貸付金として補助する新制度によるスマートIC事業や、新直轄区間等との接続等に伴う新たな事業を追加。また、震災により事業費が高騰した常磐自動車道等の債務引受限度額の見直し等に伴い、平成27年度以降の計画収入及び貸付料並びに平成26年度以降の新設・改築費、修繕費及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成27年3月24日	経年劣化が進む高速道路を将来にわたり健全な状態で保つことを目的として、平成27年度以降に特定更新等工事を追加。この財源を確保するため料金徴収期間を約10年延長。また、道路法施行規則の一部改正等に伴う点検の強化を踏まえた計画管理費の見直し等を実施。これらに伴い平成26年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成27年7月31日	スマートIC3箇所、常磐自動車道の追加IC2箇所及び、復興支援道路との接続となるJCTの事業化等を実施。関越自動車道新潟線(中央JCT(仮称)～大泉JCT)の事業区分見直しを実施。また平成27年税制改正による、事業法人税の外形標準課税の税率変更を反映。これらに伴い平成27年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成28年2月29日	「首都圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)(平成27年9月11日)」に基づき、平成28年度以降の首都圏の高速道路料金体系の見直しを実施。また関連する道路の渋滞対策等を実施。近年の労務単価、材料単価の高騰等を反映。関越自動車道新潟線(中央JCT(仮称)～大泉JCT)の事業区分見直しを実施。これらに伴い平成27年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成28年6月6日	常磐自動車道(いわき中央IC～広野IC)他1区間及び一般国道6号(仙台東部道路)(亘理IC～岩沼IC)の4車線化、スマートIC2箇所、北海道縦貫自動車道函館名寄線の追加IC1箇所の事業化を実施。関越自動車道新潟線(中央JCT(仮称)～大泉JCT)の事業区分見直しを実施。これらに伴い平成28年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成28年12月12日	平成28年度補正予算関連事業である熊本地震を踏まえた耐震補強対策を実施。大口・多頻度割引の拡充措置等の期間延長等を反映。これらに伴い平成28年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更

協定変更日	協定一部変更の内容
平成29年3月31日	東関東自動車道水戸線(潮来IC～鉾田IC)の有料事業化の実施。「高速道路ナンバリングの実現に向けた提言(平成28年10月24日)」及び「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正(平成29年2月14日)」に基づき標識ナンバリング対応等を実施。近年の労務単価、材料単価の高騰等を反映。これらに伴い平成28年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成29年8月4日	スマートIC4箇所の事業化を実施。これに伴い平成29年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成30年3月30日	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)について久喜白岡JCT～大栄JCTの4車線化の事業化及び大栄JCT～松尾横芝ICの有料事業費の変更等を実施。近年の労務単価、材料単価の高騰等を反映。これらに伴い平成29年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成30年8月6日	スマートIC3箇所、東北自動車道の追加IC1箇所の事業化等を実施。これらに伴い平成30年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成31年3月26日	道東自動車道(トマムIC～十勝清水IC)及び秋田自動車道(湯田IC～横手IC)並びに磐越自動車道(三川IC～安田IC)、一般国道127号(富津館山道路)(富津竹岡IC～富津金谷IC)の付加車線の事業化や法面・盛土緊急対策を追加。関越自動車道新潟線(中央JCT(仮称)～大泉JCT)の事業区分見直しを実施。これらに伴い平成30年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更

(2) 中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)との間で、3社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月1日付けで業務の連携等に関する包括協定を締結しております。

当該包括協定においては、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項について、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社は、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)との間で、平成17年10月1日付けで中日本高速道路(株)に設置された料金事務センターの運営に関し、また、平成19年4月1日付けで上記3社の出資により設立された(株)高速道路総合技術研究所の運営に関し、それぞれ個別協定を締結しております。

料金事務センターの運営に関する協定については、有効期間が平成17年10月1日から平成18年3月31日までとされておりますが、満了する3ヶ月前までに上記3社のいずれからも内容の変更の申出がない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間有効とし、以後この例に従うとされており、現在令和2年3月31日まで有効となっております。

(株)高速道路総合技術研究所の運営に関する協定においては、上記3社が研究開発及び技術協力等の業務について(株)高速道路総合技術研究所と委託契約を締結することとされており、これに基づき上記3社及び(株)高速道路総合技術研究所の4社は平成19年4月2日付けで業務委託基本協定を締結しております。業務委託基本協定の有効期間は、平成19年4月2日から平成20年3月31日までとされておりますが、満了する1ヶ月前までに上記3社及び(株)高速道路総合技術研究所のいずれからも内容の変更の申出がない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間有効とし、以後この例に従うとされており、現在令和2年3月31日まで有効となっております。

(3) 中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)との間で、5社が海外事業において連携又は共同して業務を行う際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成23年8月10日付けで海外事業の連携等に関する包括協定を締結しております。

これに基づき、上記5社の出資により、世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理、その他高

速道路に関する事業、国際協力及び国際交流に関する事業等の実施を目的とした日本高速道路インターナショナル(株)が平成23年9月1日付けで設立されました。

また、当該包括協定においては、業務の実施方法、費用負担等の必要な事項について、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、上記5社及び日本高速道路インターナショナル(株)の6社は、平成23年9月1日付けで、日本高速道路インターナショナル(株)の運営にあたり必要な事項を定める協定を締結し、さらに、世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理その他高速道路に関する事業、国際協力及び国際交流に関する事業等に関し、上記5社又はその一部が、その業務の一部を日本高速道路インターナショナル(株)に対して業務委託する場合における方法等を定めた業務委託基本協定を同日付けで締結しております。

業務委託基本協定は、有効期間が平成23年9月1日から平成24年3月31日までとされておりますが、満了する1ヶ月前までに上記5社のいずれからも内容の変更の申出がない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間有効とされており、現在令和2年3月31日まで有効となっております。

5 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重要テーマは、安全を最優先した技術開発として「SMHの実現」、「交通安全対策」及び「雪氷対策」であり、当連結会計年度の研究開発費の総額は、1,377百万円であります。

また、当社、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)の3社は、①3社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、(株)高速道路総合技術研究所に3社の調査・研究開発に関する業務を委託しております。

第3 【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます(以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、オペレーティング・リースとして処理し、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、後記「2 道路資産」において併せて記載しております。

1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額45,357百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びETC設備等に総額33,926百万円の設備投資を行いました。

道路休憩所事業については、当連結会計年度においては主に営業用建物等に総額5,587百万円の設備投資を行いました。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、下記のとおりであります。

① 提出会社

(平成31年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 車両 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
川口JCT他 452箇所等 (埼玉県川口市他)	高速道路 事業	料金徴収 施設等	38,846	64,804	0 (410)	134	3,260	107,046	—
有珠山SA他278箇所 (北海道伊達市他)	道路休憩所 事業	休憩施設	25,504	1,477	70,901 (1,867)	—	108	97,991	—
日比谷自動車 駐車場 (東京都千代田区)	その他	有料駐車場	276	30	— (—) [11]	—	0	306	—
トラック ターミナル (宮城県名取市及び 福島県郡山市)	その他	トラック ターミナル	0	—	1,297 (114)	—	—	1,298	—
本社他15事業所 及び社宅等 (東京都千代田区他)	全社 (共通)	本社、支社 及び社宅等	9,200	259	10,754 (4,029) [18]	1,024	713	21,952	1,418

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品の合計であります。

2. 土地及び建物の一部を賃借しており、年間の賃借料は1,408百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。

3. 休憩施設の建物等の一部24,141百万円を連結子会社であるネクセリア東日本(株)に賃貸しております。また、休憩施設の土地の一部9百万円(4千㎡)を関係会社以外の者に賃貸しております。

4. 日比谷自動車駐車場の土地を東京都から占用しており、年間の占用料は65百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[]で外書きしております。

5. トラックターミナルの土地の一部898百万円(90千㎡)を、東北高速道路ターミナル(株)に賃貸しております。

6. 料金所及び管理事務所の建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれており、上記には記載しておりま

せん。

7. 現在休止中の主要な設備はありません。

8. 上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、年間の賃借料は271百万円であります。

9. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

(平成31年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 車両 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
(株)ネクスコ・ トール東北	本社他 (仙台市 青葉区他)	高速道路 事業	工具器具 備品等	30	—	0 (0) [—]	—	126	157	1,659
(株)ネクスコ・ トール関東	本社他 (東京都 墨田区他)	高速道路 事業	工具器具 備品等	45	—	— (—) [0]	62	47	155	2,178
(株)ネクスコ・ トール北関東	本社他 (さいたま 市大宮区 他)	高速道路 事業	工具器具 備品等	17	—	— (—) [0]	—	82	99	1,094 〈194〉
(株)ネクスコ・ エンジニア リング北海道	本社他 (札幌市 白石区他)	高速道路 事業	工具器具 備品等	210	—	82 (1) [0]	193	411	896	307
(株)ネクスコ・ エンジニア リング東北	本社他 (仙台市 青葉区他)	高速道路 事業	工具器具 備品等	137	3	— (—) [4]	652	176	969	551
(株)ネクスコ 東日本エンジ ニアリング	本社他 (東京都 荒川区他)	高速道路 事業	事業所等	1,132	272	370 (7) [11]	1,177	604	3,557	1,139
(株)ネクスコ・ エンジニア リング新潟	本社他 (新潟市 中央区他)	高速道路 事業	建物付属 設備等	417	73	— (—) [3]	266	203	960	299
(株)ネクスコ・ メンテナンス 北海道	本社他 (札幌市 白石区他)	高速道路 事業	本社等	934	105	362 (9) [—]	73	88	1,564	323 〈166〉
(株)ネクスコ・ メンテナンス 東北	本社他 (仙台市 青葉区他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	716	892	74 (2) [1]	331	293	2,308	347
(株)ネクスコ・ メンテナンス 関東	本社他 (東京都 千代田区 他)	高速道路 事業	事業所等	765	643	95 (2) [7]	261	239	2,005	413 〈226〉
(株)ネクスコ・ メンテナンス 新潟	本社他 (新潟県 長岡市他)	高速道路 事業	本社等	626	60	74 (3) [1]	101	70	933	126
(株)ネクスコ ・パトロール 東北	本社他 (仙台市 青葉区他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	12	136	— (—) [0]	6	4	159	405
(株)ネクスコ ・パトロール 関東	本社他 (東京都 文京区他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	22	342	— (—) [0]	—	33	398	580
(株)ネクスコ・ サポート 北海道	本社他 (札幌市 厚別区他)	高速道路 事業	駐車場等	24	86	103 (0) [—]	—	62	275	1,035
(株)ネクスコ・ サポート 新潟	本社他 (新潟市 中央区他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	8	66	— (—) [0]	1	24	100	626 〈105〉
(株)ネクスコ 東日本 トラスティ	本社他 (東京都 港区他)	高速道路 事業 その他	建物付属 設備等	1,643	20	1,038 (4) [1]	112	11	2,826	430

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 車両 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
(株)関東エリア クリーン	本社他 (東京都 千代田区 他)	高速道路 事業	工具器具 備品	—	—	— (—) [0]	—	3	3	189 〈35〉
ネクセリア 東日本(株)	本社他 (東京都 港区他)	道路休憩所 事業	SA・PAの 建物等	3,621	70	6 (1) [3]	124	258	4,082	205
(株)ネクスコ 東日本 リテイル	本社他 (東京都 港区他)	道路休憩所 事業	建物付属 設備等	974	0	— (—) [1]	51	100	1,126	563 〈1,300〉
(株)ネクスコ 東日本 エリア サポート	本社他 (東京都 港区他)	道路休憩所 事業 その他	事業所等	19	—	— (—) [1]	0	0	20	185
(株)ネクスコ 東日本 ロジテム	本社他 (千葉県 習志野市 他)	道路休憩所 事業	建物付属 設備等	73	—	92 (2) [0]	21	1	187	24 〈10〉
(株)ネクセリ ア・シティ フード	本社 (東京都 港区)	道路休憩所 事業	建物付属 設備等	116	0	747 (9) [0]	—	6	871	33 〈83〉
(株)ネクスコ東 日本イノー ベーション&コ ミュニケー ションズ	本社 (東京都 港区)	その他	機械装置等	15	28	— (—) [0]	—	15	60	8

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品及び建設仮勘定の合計であります。

2. 土地及び建物を賃借しており、年間の賃借料は1,353百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。

3. 臨時従業員数は、〈 〉で外書きし、臨時従業員数が、従業員数の100分の10未満である会社は、臨時従業員数の記載を省略しております。

4. 上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、年間の賃借料は85百万円であります。

5. 現在休止中の主要な設備はありません。

6. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 設備の新設等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備に係る重要な設備の新設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 佐久料金所 他130箇所	長野県 佐久市他	高速道路 事業	料金所設備 (ETC)	13,043	5,984	自己資金	平成28年 4月	令和3年 3月
当社 松戸料金所 他47箇所	千葉県 松戸市他	高速道路 事業	料金所設備 (料金収受機械)	3,004	1,006	自己資金	平成28年 9月	令和3年 3月
当社 松戸料金所 他27箇所	千葉県 松戸市他	高速道路 事業	料金所設備 (トールゲート)	2,289	1,784	自己資金	平成28年 9月	令和3年 3月
当社 蓮田SA(上り線) 他3箇所	埼玉県 蓮田市他	道路休憩所 事業	営業用建物	7,296	633	自己資金	平成28年 10月	令和5年 3月
当社 総合技術 センター	さいたま 市岩槻区	高速道路 事業 全社(共通)	社屋等	3,137	2,583	自己資金	平成28年 9月	令和2年 3月

2 【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、高速自動車国道東関東自動車道水戸線等、総額438,861百万円の道路資産の新設、改築及び修繕等を行いました。

当連結会計年度において機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産は、総額998,552百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期 (注) 1	道路資産価額 (百万円) (注) 2
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	三郷JCT(改築)	平成30年4月	13,809
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	東日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)(改築)	平成30年4月、7月、平成31年1月及び3月	8,927
一般国道14号(京葉道路)	市川PA(新設)	平成30年4月	8,318
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	埼玉県三郷市鷹野三丁目から千葉県松戸市三矢小台二丁目まで(新設)	平成30年6月	80,424
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	千葉県松戸市三矢小台二丁目から千葉県市川市高谷まで(新設)	平成30年6月	590,087
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	埼玉県三郷市番匠免二丁目から埼玉県三郷市鷹野三丁目まで(改築)	平成30年6月	199
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	三郷中央IC(新設)	平成30年6月	2,673
一般国道14号(京葉道路)	市川IC(改築)	平成30年6月	558
高速自動車国道北関東自動車道	太田強戸PA(新設)	平成30年7月	4,663
高速自動車国道関越自動車道新潟線	埼玉県深谷市本田から群馬県渋川市八木原まで(改築)	平成30年8月	4,586
高速自動車国道関越自動車道上越線	長野県上水内郡信濃町大字野尻から新潟県上越市大字中屋敷まで(改築)	平成30年12月	41,583
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道余市郡余市町登町から北海道小樽市新光町まで(新設)	平成30年12月	99,242
高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線	田村中央スマートIC(改築)	平成31年3月	2,491
高速自動車国道常磐自動車道	ならはスマートIC(改築)	平成31年3月	2,697
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	山形県天童市大字大町から山形県東根市大字羽入まで(改築)	平成31年3月	1,121
高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線	八戸西スマートIC(改築)	平成31年3月	2,502
高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線	千葉県木更津市中島田から千葉県富津市竹岡まで(改築)	平成31年3月	10,773
高速自動車国道常磐自動車道	大熊IC(新設)	平成31年3月	2,230
高速自動車国道常磐自動車道	福島県相馬市粟津から福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺まで(新設)	平成31年3月	3,375
高速自動車国道常磐自動車道	福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺から宮城県亘理郡山元町まで(新設)	平成31年3月	3,932
一般国道13号(米沢南陽道路)	米沢北IC(改築)	平成31年3月	243
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	修繕	平成30年6月、9月、12月及び平成31年3月	96,314
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	災害復旧	平成30年9月、12月及び平成31年3月	928
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	特定更新等工事	平成30年9月及び平成31年3月	16,867
合計		—	998,552

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

協定に基づき当社が機構より借り受けている道路資産の内訳は次のとおりであり、当連結会計年度において機構へ支払った道路資産賃借料は621,183百万円であります。

(平成31年3月31日現在)

区分		年間賃借料 (百万円)
全国路線網	高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	621,183
	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線	
	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内北見線	
	高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	
	高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線	
	高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線	
	高速自動車国道東北横断自動車道酒田線	
	高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線	
	高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	
	高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	
	高速自動車国道関越自動車道新潟線	
	高速自動車国道関越自動車道上越線	
	高速自動車国道常磐自動車道	
	高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線	
	高速自動車国道東関東自動車道水戸線	
	高速自動車国道北関東自動車道	
	高速自動車国道中央自動車道長野線(安曇野市から千曲市まで (安曇野ICを含まない。))	
	高速自動車国道北陸自動車道(新潟市から富山県下新川郡朝日町まで (朝日ICを含まない。))	
	高速自動車国道成田国際空港線	
	一般国道1号(横浜新道)	
	一般国道6号(東水戸道路)	
	一般国道6号(仙台東部道路)	
	一般国道6号(仙台南部道路)	
	一般国道7号(秋田外環状道路)	
	一般国道7号(琴丘能代道路)	
	一般国道13号(米沢南陽道路)	
	一般国道13号(湯沢横手道路)	
	一般国道14号(京葉道路)	
	一般国道16号(横浜横須賀道路)	
	一般国道16号(横浜新道)	
	一般国道16号(京葉道路)	
	一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))	
	一般国道45号(百石道路)	
	一般国道47号(仙台北部道路)	
	一般国道126号(千葉東金道路)	
	一般国道127号(富津館山道路)	
	一般国道233号(深川・留萌自動車道(深川沼田道路))	
	一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))	
	一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)	
	一般国道466号(第三京浜道路)	
	一般国道468号(横浜横須賀道路)	
	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(横浜市から藤沢市まで及びあきる野市から山武市まで(あきる野ICを含む。))	
	一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)	

(注) 1. 道路資産賃借料は、上記の全国路線網に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。

2. 上記賃借料は、協定に基づき、当連結会計年度の料金収入の金額に応じ、61,517百万円が加算されております。

3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 道路資産の建設等の計画

当社グループの道路資産に係る重要な建設の計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注) 2	既支払額 (百万円) (注) 3	着手 (注) 4	完了 (注) 5
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	63,812	166 [61,120]	平成5年12月	令和8年3月
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線	343,254	11,041 [312,846]	昭和63年12月	令和8年3月
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び八戸線	77,848	6,549 [41,633]	平成6年9月	令和8年3月
高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線、酒田線及びいわき新潟線	31,717	1,657 [28,083]	平成5年12月	令和2年3月
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	20,585	492 [19,337]	平成5年12月	令和7年3月
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	133,050	111,641 [2,605]	平成5年12月	令和3年3月
高速自動車国道関越自動車道新潟線及び上越線	647,309	151,209 [91,142]	昭和62年1月	令和5年3月
高速自動車国道常磐自動車道	352,641	32,705 [174,161]	平成5年12月	令和9年3月
高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線及び水戸線	983,549	85,174 [783,478]	平成5年12月	令和8年3月
高速自動車国道北関東自動車道	240,989	1,605 [235,400]	平成10年1月	令和5年3月
高速自動車国道中央自動車道長野線	2,195	19 [—]	平成18年9月	令和5年3月
一般国道14号及び16号(京葉道路)	25,550	1,940 [15,064]	平成7年3月	令和3年3月
一般国道126号(千葉東金道路)	19,479	552 [262]	平成12年7月	令和9年3月
一般国道127号(富津館山道路)	1,238	— [167]	平成14年9月	令和8年3月
一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)	52,241	5,496 [43,129]	平成18年4月	令和2年3月
一般国道466号(第三京浜道路)	11,786	618 [—]	昭和63年1月	令和8年3月
一般国道16号及び468号(横浜横須賀道路)	278,806	40,554 [22,709]	平成3年12月	令和3年3月
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	677,293	12,557 [166,645]	昭和61年12月	令和7年3月
一般国道6号(仙台東部道路)	16,110	1,353 [3,127]	平成24年2月	令和3年3月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に道路公団が着手した時期を記載しているものがあります。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、当連結会計年度後の5連結会計年度において高速道路の修繕に係る工事については598,186百万円、特定更新等工事については523,043百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構からの無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降最大で51,073百万円と見込んでおります。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	420,000,000
計	420,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成31年３月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和元年６月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	105,000,000	105,000,000	非上場	株主としての権利内容に何ら制限のない株式 単元株式数は、100株であります。
計	105,000,000	105,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年10月１日	105,000,000	105,000,000	52,500	52,500	52,500	52,500

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、道路公団は、民営化関係法施行法第６条、第７条及び第９条の規定に基づき、平成17年10月１日付けで高速道路会社にその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第２項第１号の規定に基づき、政府に承継されております。１株当たりの発行価額は、1,000円です。また、資本金に組み入れない額は、500円です。

(5) 【所有者別状況】

(平成31年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計
					個人以外	個人		
株主数(人)	1	—	—	—	—	—	—	1
所有株式数(単元)	1,050,000	—	—	—	—	—	—	1,050,000
所有株式数の割合(%)	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0

(6) 【大株主の状況】

(平成31年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	105,000,000	100.00
計	—	105,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成31年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 105,000,000	1,050,000	株主としての権利内容に何ら制限のない株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	105,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,050,000	—

② 【自己株式等】

(平成31年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、当面の間、財務体質を強化することを最優先課題の一つとし、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

事業から得られた利益については、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業以外の事業に係る利益につきましては、SA・PAの新築・改築・改修や新規事業等への投資に用いる予定にしております。

なお、高速道路事業において生じた利益につきましては、高速道路を利用するお客さまのサービス向上及び安全性・快適性等を確保するための施策に充てるほか、前記「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 (1) 経営成績等の状況に重要な影響を与える要因について ① 高速道路事業の特性について」のとおり、高速道路事業における将来の経済情勢の変動や自然災害等のリスクに備えることとしております。

なお、当社は、剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う旨を定款に定めております。

また、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となりますが、高速道路会社法第13条に基づき、剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本方針も定めておりません。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における意思決定の迅速化、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題のひとつと認識しております。また、経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示等について適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

(ア) 会社の機関の基本説明

(a) 取締役会

取締役会は、有価証券報告書提出日現在、取締役7名全員で構成され、監査役が出席し、取締役会規程に則り、月1回開催を原則として必要に応じ随時開催し、経営の方針、法令で定められた事項その他の全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経た決議をするとともに、必要と認められる事項について報告を受け、取締役の職務の執行を監督しております。当事業年度における取締役会の開催回数は13回であります。

(b) 経営会議

取締役会における審議をより適切かつ効率的に行うこと及び経営上重要な事項については十分な審議を尽くすことを目的として、経営会議を設置しております。当事業年度における経営会議の開催回数は18回であります。

(c) 内部統制委員会

当社は、内部統制委員会を設置し、内部統制システムの基本方針及びその運用に関して必要な事項を審議しております。当事業年度における内部統制委員会の開催回数は1回であります。

(d) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項を審議しております。委員会は有識者からなる社外委員及び社内委員で構成し、専門性と客観性の確保に努めております。当事業年度におけるコンプライアンス委員会の開催回数は2回であります。

(e) リスク管理推進委員会

当社は、リスク管理推進委員会を設置し、各部門のリスクマネジメントに対するモニタリング及び助言、リスクマネジメントに係る社員への教育及び啓発活動等を行っております。当事業年度におけるリスク管理推進委員会の開催回数は2回であります。

(f) 労働安全衛生推進委員会

当社は、労働安全衛生推進委員会を設置し、社員等の危険及び健康障害の防止並びに快適な労働環境の形成と促進を図り、安全衛生を推進しております。当事業年度における開催回数は2回であります。

(g) CSR推進委員会

当社は、総務・経理本部長を委員長とするCSR推進委員会を設置し、当社グループが一体となって取り組む社会的責任に係る活動（CSR活動）の方針に関する審議、グループ内のCSR活動に関する調整、支援全般等を行っております。当事業年度におけるCSR推進委員会の開催回数は1回であります。

(h) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、有価証券報告書提出日現在、監査役4名全員が社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務の執行の監査を行っており、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。当事業年度における監査役会の開催回数は15回であります。

(イ) 会社の内部統制システムの整備状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について取締役会で決議(平成18年4月27日決議、平成27年3月26日最終改定)しており、その内容は次のとおりであります。

(a) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会の意思決定に参画するとともに、取締役の職務を相互に監督し、法令に定める「善管注意義務」及び「忠実義務」に則って適切に職務を行う。

高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、倫理行動規範を定め、取締役はこれを率先して実践する。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等には、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

(b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規則を定め、適切に保存及び管理を行う。

(c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全・安心を最優先に、事故・災害等の発生に備えて、事故・災害等の予防、応急対策及び復旧に関する規程等社内規則を定め、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えとともに、老朽化する高速道路の確実な維持管理に向けた取組を行う。

また、リスクマネジメントに関する規程等社内規則を定め、事業執行上の各種のリスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、委員会等で適宜検証し、適切に対応する体制を整えるほか、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け、取り組むこととする。

(d) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、会社の重要な業務執行に係る決議、報告を行うとともに、経営会議を設置し、全社的に影響を及ぼす重要事項を十分に審議する。

また、経営の監督機能と業務執行機能の明確な役割分担のもと、役員・執行役員間の全社的な経営情報の共有を行う役員連絡会を設置し、取締役会の決議又は経営会議の審議に基づく代表取締役の定めた方針に従い業務を執行する体制を確立するとともに、組織と職務権限・責任に関する社内規則を定め、効率的執行を確保する。

(e) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が行う高速道路事業の高い公共性に鑑み、法令、定款、倫理行動規範、その他社内規則及び社会通念等を遵守した職務の執行を確保するため、法令遵守活動に関する委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進を図ることにより、使用人が高い倫理観を保持し行動する環境を整備する。

また、内部監査の専属組織を設置し、継続的な監査を実施する。

加えて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等には、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

(f) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i) 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

必要に応じて、子会社の職務執行状況について役員連絡会における報告を義務づけるほか、子会社の経営管理に関する社内規則を定め、子会社の経営管理上重要な事項について、当社の承諾等を行う体制を整える。

(ii) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社において、リスクマネジメントに関する規程等社内規則を定める等、事業執行上の各種のリスクについて適切に対応する体制を整える。

(iii) 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ戦略会議を設置し、当社グループの事業戦略を推進かつ共有するほか、子会社に取締役会を設置し適切に運営する等、子会社の態様に応じ、効率的執行を確保する。

(iv) 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役及び使用人が法令、定款、その他社内規則及び社会通念等を遵守するため、当社グループ倫理行動規範を定めるほか、必要に応じて、子会社における内部統制体制について指導・支援を行うことにより、子会社の取締役及び使用人が高い倫理観を保持し行動する環境の整備に努めるとともに、子会社の内部監査を定期的に実施する。

(g) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織を設置し、専属の使用人を配置する。

(h) 前(g)の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

前(g)の使用人については業務執行部門との兼務を行わず、監査役の職務補助専任とするとともに、その人事異動については、監査役に協議することとする。

(i) 当社の監査役への報告に関する体制

(i) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を定期的に報告することとする。

(ii) 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

前(i)の体制に加え、必要に応じて、監査役と子会社の取締役及び監査役が情報共有する体制を整える。

(j) 前(i)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

通報に関する社内規則を定め、通報者に対する不利な取扱いを禁止する。

(k) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行に関する所要の費用等を請求するときは、当該費用等が監査役の職務の執行に必要なものと認められる場合を除き、請求に応じる。

(l) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連携に努めることとする。

③ リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として、安全・安心を最優先に、事故・災害等の発生に備えて、事故・災害等の予防、応急対策及び復旧に関する規定等社内規則を定め、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け取り組んでおります。

さらに、総務・経理本部長を委員長とするリスク管理推進委員会を設置し、各部門のリスクマネジメントに対するモニタリング及び助言、リスクマネジメントに係る社員への教育及び啓発活動等の事務を所掌するとともに、毎事業年度、リスクマネジメントの現状を取締役会に報告することとしております。

④ 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

⑤ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、その決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑥ 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の運営を円滑に行うことを目的とするものであります。

⑧ 会社法第427条第1項に規定する契約(責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役(1名)及び監査役(4名)それぞれとの間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 当該取締役又は監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

⑨ 役員区分ごとの報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額	備考
社内取締役	7人	132百万円	取締役の報酬額 年間200百万円以内 (平成17年9月21日開催の創立総会決議)
社外取締役	一人	一百万円	
監査役	6人	52百万円	監査役の報酬額 年間70百万円以内 (平成17年9月21日開催の創立総会決議)

- (注) 1. 上記支給人数には、第13期定時株主総会において退任した社内取締役1名及び監査役2名をそれぞれ含んでおります。
2. 上記報酬等の額には、慰労金として、退任社内取締役1名に支給した11百万円及び退任監査役1名に支給した5百万円をそれぞれ含んでおります。
3. 上記のほか、当事業年度において役員退職慰労引当金として12百万円(退任した役員分を含む。)を繰り入れております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率 8.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長 (注)1	岡 本 園 衛	昭和19年9月11日生	昭和44年6月 日本生命保険相互会社入社 平成17年4月 同社代表取締役社長 平成23年4月 同社代表取締役会長 平成30年4月 同社取締役相談役 平成30年6月 当社取締役会長(非常勤)(現在)	(注)2	—
代表取締役社長	小 畠 徹	昭和26年8月19日生	昭和49年4月 新日本製鐵株式会社(現日本製鉄株式会社) 入社 平成17年6月 同社取締役原料第二部長 平成21年6月 同社常務取締役 平成22年10月 NSユナイテッド海運株式会社取締役 平成23年6月 同社代表取締役社長 平成30年6月 同社取締役相談役 平成30年6月 当社代表取締役社長(現在)	(注)2	—
代表取締役兼 副社長執行役員	榑 正 剛	昭和26年11月6日生	昭和49年4月 建設省(現国土交通省)入省 平成20年7月 国土交通省国土交通審議官 平成24年9月 当社取締役兼常務執行役員経営企画本部長 平成26年6月 当社代表取締役兼専務執行役員経営企画本 部長 平成28年6月 当社代表取締役兼副社長執行役員経営企画 本部長(現在)	(注)2	—
取締役兼常務 執行役員	萩 原 隆 一	昭和30年8月10日生	昭和54年4月 日本道路公団入社 平成20年6月 当社人事部長 平成23年4月 当社執行役員総務本部人事部長 平成25年1月 当社執行役員総務・経理本部人事部長 平成27年6月 当社取締役兼常務執行役員事業開発本部長 平成29年4月 当社取締役兼常務執行役員サービスエリア 事業本部長(現在)	(注)2	—
取締役兼常務 執行役員	荒 川 真	昭和32年9月19日生	昭和55年4月 日本道路公団入社 平成20年7月 当社管理事業部交通担当部長 平成23年4月 当社執行役員経営企画本部経営企画部長 平成26年6月 ネクセリア東日本株式会社代表取締役社長 平成28年6月 当社取締役兼常務執行役員総務・経理本部 長(現在)	(注)2	—
取締役兼常務 執行役員	澤 田 和 宏	昭和32年2月28日生	昭和56年4月 建設省入省 平成26年7月 国土交通省北海道局長 平成27年11月 当社顧問 平成28年6月 当社常務執行役員建設・技術本部副本部長 (建設担当) 令和元年6月 当社取締役兼常務執行役員建設事業本部長 (現在)	(注)3	—
取締役兼常務 執行役員	高 橋 知 道	昭和33年1月25日生	昭和57年4月 日本道路公団入社 平成27年6月 当社執行役員管理事業本部副本部長兼保全 部長 平成28年6月 当社執行役員関東支社長 平成30年6月 当社常務執行役員関東支社長 令和元年6月 当社取締役兼常務執行役員管理事業本部長 (現在)	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役兼常務 執行役員	松 崎 薫	昭和34年3月14日生	昭和59年4月 日本道路公団入社 平成27年6月 当社執行役員経営企画本部経営企画部長 平成28年6月 当社執行役員管理事業本部副本部長 平成29年6月 当社執行役員東北支社長 平成30年6月 当社常務執行役員東北支社長 令和元年6月 当社取締役兼常務執行役員技術本部長兼管理事業本部副本部長(リニューアル担当)(現在)	(注)3	—
監査役 (常勤)	藤 田 泰 三	昭和32年1月3日生	昭和54年4月 住友海上火災保険株式会社(現三井住友海上火災保険株式会社)入社 平成22年4月 同社執行役員中国本部長 平成24年4月 同社常務執行役員中国本部長 平成25年4月 同社常務執行役員九州本部長 平成27年4月 同社特別顧問 平成27年6月 一般社団法人日本損害保険協会常任監事 平成30年6月 当社監査役(常勤)(現在)	(注)4	—
監査役 (常勤)	岡 本 登	昭和40年5月8日生	平成元年4月 大蔵省(現財務省)入省 平成25年7月 財務省理財局国有財産調整課長 平成26年7月 内閣府沖縄振興局総務課長 平成28年6月 財務省東京税関総務部長 平成29年7月 預金保険機構検査部長 平成30年6月 当社監査役(常勤)(現在)	(注)4	—
監査役	尾 崎 道 明	昭和27年12月5日生	昭和53年4月 検事任官(東京地方検察庁) 平成26年1月 高松高等検察庁検事長 平成26年7月 大阪高等検察庁検事長 平成28年5月 弁護士登録(瓜生・糸賀法律事務所)(現在) 平成28年6月 当社監査役(現在)	(注)4	—
監査役	櫻 井 敬 子	昭和39年4月30日生	平成7年1月 筑波大学社会科学系専任講師 平成9年2月 筑波大学社会科学系助教授 平成10年8月 ハイデルベルク大学税財政法研究所客員研究員 平成15年4月 学習院大学法学部教授(現在) 平成28年6月 当社監査役(現在)	(注)4	—
計					—

(注) 1. 取締役会長岡本圀衛は、非常勤の社外取締役であります。

- 平成30年3月期に係る定時株主総会での選任の時(平成30年6月26日)から令和2年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 平成31年3月期に係る定時株主総会での選任の時(令和元年6月25日)から令和2年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 平成30年3月期に係る定時株主総会での選任の時(平成30年6月26日)から令和4年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 監査役は全員、社外監査役であります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名であり、取締役会長であります。社外監査役は4名であり、監査役全員であります。社外取締役及び社外監査役と当社の間において、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査及び内部監査の状況

当社は、監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設けております。監査役監査は、監査役からなる監査役会において定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等により厳正な監査を実施しております。監査役室所属の使用人については、業務執行部門との兼務を行わないこととするとともに、その人事異動については監査役と協議することとしており、取締役からの独立性を確保しております。

また、当社は、内部監査部門として業務監査室を設置し、8名のスタッフを置いて社内規程に基づき内部監査を実施しております。監査結果は代表取締役社長に報告のうえ、さらに取締役会まで報告されます。

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連携に努めております。また、取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を適時適切に報告しております。

② 会計監査の状況

(ア) 監査法人の名称及び業務を執行した公認会計士

当社の公認会計士監査はEY新日本有限責任監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータは全て提供し、監査し易い環境を整備しております。なお、当連結会計年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 打越 隆	EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 秋山 修一郎	EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 伊藤 陽子	EY新日本有限責任監査法人

(イ) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、公認会計士試験合格者等11名、その他12名であります。

(ウ) 監査法人の選定方針と理由

当社監査役会において、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に関し、職務執行状況、監査体制、独立性、専門性及び報酬等を確認し、総合的に評価したうえで、当社が定める会計監査人の解任又は不再任の決定の方針に規定する解任の事由等は認められなかったことから、同法人の再任が適当と判断し、第13期定時株主総会においても決議事項としておりません。

なお、上記の会計監査人の解任又は不再任の決定については、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、当社監査役会は会計監査人を解任するほか、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出することをその方針として定めております。

(エ) 監査役会による監査法人の評価

当社監査役会において、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の品質管理、監査役とのコミュニケーション等を含む職務執行状況、監査体制、独立性、専門性及び報酬等を確認したうえで、同法人を総合的に評価しております。

③ 監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成31年1月31日 内閣府令第3号)による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56)d(f) i からiiiの規定に経過措置を適用しております。

(ア) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	70	63	70	26
連結子会社	30	2	30	4
計	100	65	101	30

(イ) その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

(ウ) 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、当社が監査法人に委託した普通社債発行に係るコンフォートレター作成業務他であります。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、当社が監査法人に委託した普通社債発行に係るコンフォートレター作成業務であります。

(エ) 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

(オ) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、妥当であると判断をしたためであります。

(4) 【役員の報酬等】

当社は、上場会社等ではありませんので、該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

当社は、上場会社等ではありませんので、該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)第2条の規定に基づき、同規則及び高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)により作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、名称変更により、平成30年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人となりました。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構やEY新日本有限責任監査法人が実施するセミナー等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 139,780	※1 118,082
高速道路事業営業未収入金	116,665	103,914
未収入金	18,809	11,525
有価証券	103,997	78,997
仕掛道路資産	1,099,133	539,555
その他のたな卸資産	※2 4,517	※2 4,547
受託業務前払金	15,142	11,155
その他	57,177	62,558
貸倒引当金	△12	△10
流動資産合計	1,555,212	930,327
固定資産		
有形固定資産		
建物	65,098	70,546
減価償却累計額	△24,335	△26,889
建物（純額）	40,763	43,656
構築物	56,493	60,216
減価償却累計額	△16,901	△18,293
構築物（純額）	39,591	41,922
機械及び装置	129,367	144,454
減価償却累計額	△81,300	△85,959
機械及び装置（純額）	48,066	58,494
車両運搬具	45,247	48,346
減価償却累計額	△34,756	△38,288
車両運搬具（純額）	10,491	10,058
工具、器具及び備品	15,724	17,766
減価償却累計額	△10,100	△11,122
工具、器具及び備品（純額）	5,623	6,644
土地	87,120	86,259
リース資産	7,326	8,848
減価償却累計額	△3,761	△4,251
リース資産（純額）	3,564	4,597
建設仮勘定	5,638	6,237
有形固定資産合計	240,860	257,871
無形固定資産	12,252	14,905

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 28,629	※3 30,444
長期前払費用	1,573	1,673
退職給付に係る資産	242	2
繰延税金資産	8,031	8,212
その他	3,130	3,332
貸倒引当金	△104	△102
投資その他の資産合計	41,503	43,562
固定資産合計	294,615	316,339
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	1,160	743
繰延資産合計	1,160	743
資産合計	※1 1,850,988	※1 1,247,410
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	201,610	223,735
短期借入金	—	1,346
1年内返済予定の長期借入金	784	910
リース債務	1,543	1,539
未払金	49,431	78,493
未払法人税等	3,071	3,418
預り金	2,488	2,485
受託業務前受金	17,144	21,936
前受金	365	320
賞与引当金	6,014	6,478
その他	6,943	6,535
流動負債合計	289,396	347,201
固定負債		
道路建設関係社債	※1 939,871	※1 486,686
道路建設関係長期借入金	296,420	80,289
リース債務	2,475	3,550
受入保証金	10,697	11,299
ETCマイレージサービス引当金	9,216	9,193
その他の引当金	687	707
退職給付に係る負債	75,634	74,562
負ののれん	3,070	2,752
その他	356	361
固定負債合計	1,338,431	669,403
負債合計	1,627,827	1,016,605

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金	58,793	58,793
利益剰余金	128,833	132,948
株主資本合計	240,126	244,241
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△31	△48
繰延ヘッジ損益	△19	2
退職給付に係る調整累計額	△16,915	△13,389
その他の包括利益累計額合計	△16,966	△13,436
純資産合計	223,160	230,805
負債純資産合計	1,850,988	1,247,410

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業収益	1,056,448	1,943,102
営業費用		
道路資産賃借料	601,847	621,183
高速道路等事業管理費及び売上原価	363,733	1,225,781
販売費及び一般管理費	※2 91,037	※2 91,733
営業費用合計	※1 1,056,618	※1 1,938,697
営業利益又は営業損失(△)	△169	4,404
営業外収益		
受取利息	90	75
持分法による投資利益	1,296	1,323
土地物件貸付料	425	453
違約金収入	511	—
その他	1,281	1,404
営業外収益合計	3,605	3,257
営業外費用		
支払利息	10	15
損害賠償金	30	44
控除対象外消費税	57	69
その他	33	32
営業外費用合計	131	161
経常利益	3,304	7,500
特別利益		
固定資産売却益	※3 602	※3 312
厚生年金基金代行返上益	28,129	—
その他	—	15
特別利益合計	28,732	328
特別損失		
固定資産除却損	※4 156	※4 343
減損損失	※5 55	※5 89
関係会社株式売却損	—	92
その他	16	22
特別損失合計	228	547
税金等調整前当期純利益	31,808	7,281
法人税、住民税及び事業税	2,839	3,078
法人税等調整額	8,109	88
法人税等合計	10,949	3,166
当期純利益	20,858	4,115
親会社株主に帰属する当期純利益	20,858	4,115

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益	20,858	4,115
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△20	△17
繰延ヘッジ損益	△19	21
退職給付に係る調整額	764	3,298
持分法適用会社に対する持分相当額	43	227
その他の包括利益合計	※1 767	※1 3,530
包括利益	21,626	7,645
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	21,626	7,645
非支配株主に係る包括利益	—	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	52,500	58,793	107,974	219,267	△1	—	△17,732	△17,733	201,533
当期変動額									
親会社株主に帰属する 当期純利益			20,858	20,858					20,858
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△29	△19	816	767	767
当期変動額合計	—	—	20,858	20,858	△29	△19	816	767	21,626
当期末残高	52,500	58,793	128,833	240,126	△31	△19	△16,915	△16,966	223,160

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	52,500	58,793	128,833	240,126	△31	△19	△16,915	△16,966	223,160
当期変動額									
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,115	4,115					4,115
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△17	21	3,525	3,530	3,530
当期変動額合計	—	—	4,115	4,115	△17	21	3,525	3,530	7,645
当期末残高	52,500	58,793	132,948	244,241	△48	2	△13,389	△13,436	230,805

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	31,808	7,281
減価償却費	24,701	26,114
減損損失	55	89
持分法による投資損益(△は益)	△1,296	△1,323
賞与引当金の増減額(△は減少)	205	464
貸倒引当金の増減額(△は減少)	8	△5
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△26,182	2,195
受取利息及び受取配当金	△100	△87
支払利息	1,553	736
固定資産売却損益(△は益)	△589	△307
固定資産除却損	884	1,087
売上債権の増減額(△は増加)	△8,642	10,239
たな卸資産の増減額(△は増加)	※2 △265,425	※2 559,511
仕入債務の増減額(△は減少)	44,576	6,876
未払又は未収消費税等の増減額	△6,116	50,941
仮払消費税等の増減額(△は増加)	△14,537	△3,936
その他	458	8,755
小計	△218,640	668,636
利息及び配当金の受取額	195	96
利息の支払額	△1,579	△894
法人税等の還付額	34	3,472
法人税等の支払額	△9,348	△3,386
営業活動によるキャッシュ・フロー	△229,338	667,924
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△26,863	△44,882
固定資産の売却による収入	910	878
有価証券の取得による支出	△229,970	△116,986
有価証券の売却による収入	196,000	147,000
投資有価証券の取得による支出	—	△313
投資有価証券の売却による収入	279	—
定期預金の預入による支出	△190,000	△110,000
定期預金の払戻による収入	190,000	140,000
関係会社株式の取得による支出	△555	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	—	△2
その他	223	△201
投資活動によるキャッシュ・フロー	△59,976	15,492
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	—	1,358
長期借入れによる収入	30,386	50,241
長期借入金の返済による支出	△4	※2 △266,257
道路建設関係社債発行による収入	426,091	369,443
道路建設関係社債償還による支出	※2 △130,000	※2 △823,186
その他	△1,564	△1,714
財務活動によるキャッシュ・フロー	324,908	△670,115
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	35,592	13,300
現金及び現金同等物の期首残高	127,178	162,770
現金及び現金同等物の期末残高	※1 162,770	※1 176,071

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 23社

連結子会社の名称

(株)ネクスコ・トール東北

(株)ネクスコ・トール関東

(株)ネクスコ・トール北関東

(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道

(株)ネクスコ・エンジニアリング東北

(株)ネクスコ東日本エンジニアリング

(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟

(株)ネクスコ・メンテナンス北海道

(株)ネクスコ・メンテナンス東北

(株)ネクスコ・メンテナンス関東

(株)ネクスコ・メンテナンス新潟

(株)ネクスコ・パトロール東北

(株)ネクスコ・パトロール関東

(株)ネクスコ・サポート北海道

(株)ネクスコ・サポート新潟

(株)ネクスコ東日本トラスティ

(株)関東エリアクリーン

ネクセリア東日本(株)

(株)ネクスコ東日本リテイル

(株)ネクスコ東日本エリアサポート

(株)ネクスコ東日本ロジテム

(株)ネクセリア・シティフード

(株)ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ

前連結会計年度において、連結子会社であった(株)スノーフーズについては、保有株式売却に伴い当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用しております。

持分法適用の関連会社数 7社

会社等の名称

東京湾横断道路(株)

(株)NEXCOシステムズ

(株)高速道路総合技術研究所

ハイウェイ・トール・システム(株)

(株)NEXCO保険サービス

東北高速道路ターミナル(株)

日本高速道路インターナショナル(株)

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品・原材料・貯蔵品等

最終仕入原価法等による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
構築物	10年～60年
機械及び装置	5年～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

①道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

⑤カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っております。

また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については工事進行基準を適用しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、外貨建有価証券(その他有価証券)は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、通貨スワップ及び為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利通貨スワップ、金利スワップ、通貨スワップ、為替予約

ヘッジ対象：外貨建借入金、借入金、外貨建社債、外貨建金銭債務

③ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は内規に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

一体処理を採用している金利通貨スワップ取引、特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している通貨スワップ取引及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で均等償却し、金額が僅少なものについては、原因分析を行わず発生年度に全額償却しております。

なお、平成22年3月31日以前に発生した負ののれんについては、発生年度より実質的判断による見積年数で均等償却しております。

(10) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(11) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,056百万円及び「固定負債」の「その他」に含まれていた「繰延税金負債」370百万円のうち154百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」8,031百万円に含めて表示しております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた602百万円は、「固定資産売却益」602百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※ 1 担保資産及び担保付債務

前連結会計年度(平成30年3月31日)

- (1) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債939,871百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債425,000百万円の担保に供しております。
- (2) 当社の連結子会社である(株)ネクスコ東日本リテイルは、宝くじ販売等受託業務に関して、定期預金2百万円を担保に供しております。

当連結会計年度(平成31年3月31日)

- (1) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債486,686百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債1,073,185百万円の担保に供しております。
- (2) 当社の連結子会社である(株)ネクスコ東日本リテイルは、宝くじ販売等受託業務に関して、定期預金2百万円を担保に供しております。

※ 2 その他のたな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
商品	373百万円	405百万円
未成工事支出金	1,063百万円	1,521百万円
原材料及び貯蔵品	3,081百万円	2,620百万円
合計	4,517百万円	4,547百万円

※ 3 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
投資有価証券(株式)	27,635百万円	29,162百万円
(うち、共同支配企業に対する投資 の金額)	(3,397百万円)	(3,831百万円)

4 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおりとなっております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

前連結会計年度 (平成30年3月31日)		当連結会計年度 (平成31年3月31日)	
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	511,000百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	511,000百万円
中日本高速道路(株)	7百万円	中日本高速道路(株)	6百万円
西日本高速道路(株)	9百万円	西日本高速道路(株)	8百万円
合計	511,016百万円	合計	511,015百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

前連結会計年度 (平成30年3月31日)		当連結会計年度 (平成31年3月31日)	
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	530,000百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	1,414,443百万円

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が823,185百万円(額面)、道路建設関係長期借入金が266,257百万円それぞれ減少しております。

(連結損益計算書関係)

※ 1 研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
	1,456百万円	1,377百万円

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
給与手当	12,486百万円	12,462百万円
賞与引当金繰入額	1,260百万円	1,319百万円
退職給付費用	2,216百万円	2,131百万円
ETCマイレージサービス引当金繰入額	9,216百万円	9,193百万円
その他の引当金繰入額	71百万円	62百万円
利用促進費	41,325百万円	41,660百万円

※ 3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
土地	332百万円	292百万円
その他	270百万円	20百万円
合計	602百万円	312百万円

※ 4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
建物	87百万円	148百万円
その他	34百万円	81百万円
撤去費用	35百万円	113百万円
合計	156百万円	343百万円

※ 5 減損損失

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社グループは、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

下記資産については、廃止等の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失（55百万円）として計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
盛岡市	社宅	土地	18
港区	店舗	建物、工具、器具及び備品	36

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

当社グループは、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

下記資産については、廃止等の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失（89百万円）として計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
船橋市	社宅	土地	29
小樽市	料金収受施設	建物、構築物、機械及び装置	59

(連結包括利益計算書関係)

※ 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△21百万円	△21百万円
組替調整額	－百万円	－百万円
税効果調整前	△21百万円	△21百万円
税効果額	0百万円	4百万円
その他有価証券評価差額金	△20百万円	△17百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△29百万円	32百万円
組替調整額	－百万円	－百万円
税効果調整前	△29百万円	32百万円
税効果額	10百万円	△11百万円
繰延ヘッジ損益	△19百万円	21百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△6,057百万円	449百万円
組替調整額	9,087百万円	2,577百万円
税効果調整前	3,030百万円	3,026百万円
税効果額	△2,266百万円	271百万円
退職給付に係る調整額	764百万円	3,298百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	43百万円	227百万円
その他の包括利益合計	767百万円	3,530百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
現金及び預金勘定	139,780百万円	118,082百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△40,010百万円	△10,010百万円
預入日から3か月以内に満期の到来する 譲渡性預金、コマーシャル・ペー パー(有価証券)	62,999百万円	67,998百万円
現金及び現金同等物	162,770百万円	176,071百万円

※ 2 前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フローのうち、道路建設関係社債償還による支出△130,000百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△130,000百万円であります。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額(△は増加)△265,425百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額129,327百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フローのうち、長期借入金の返済による支出△266,257百万円及び道路建設関係社債償還による支出△823,186百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△1,089,444百万円であります。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額(△は増加)559,511百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額998,552百万円が含まれております。

(リース取引関係)

1 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
1年内	506,912	556,390
1年超	19,475,558	18,878,683
合計	19,982,471	19,435,074

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
1年内	1,157	898
1年超	1,804	1,314
合計	2,962	2,212

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

前連結会計年度(平成30年3月31日)

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧のうち、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる高速道路資産(以下単に「高速道路資産」といいます。))に係る建設資金計画に照らし、金融機関借入及び社債発行により必要資金を調達しております。また、短期的な運転資金を短期社債及び金融機関からの借入により調達しております。

なお、一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社においては、運転資金等をその使途とする短期の資金調達及び高速道路資産の建設等をその使途とする長期の資金調達を行っております。

長期の資金調達においては、固定金利による調達の比率を高め、その余を変動金利による調達とし、金利変動リスクを最小限にとどめております。

変動金利による調達については金利変動リスクがありますが、市中における金利環境及び調達した資金の弁済までの期間を考慮のうえ、金利変動リスクを認識したものについて、条件決定時に金利スワップ取引を行うことで当該リスクを回避しております。外貨建による調達については為替変動リスクに晒されるため、条件決定時に通貨スワップ取引を行うことで当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引として、金利リスクや為替リスクを回避する目的で金利スワップ取引、通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象としている社債や借入金については特例処理、振当処理を行っております。

なお、一時的な余裕資金は、社内規程に基づき、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

変動金利による長期借入金は、金利変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、金利スワップ取引を利用して特例処理を行っているものがあります。

外貨建長期借入金及び外貨建社債は、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用して特例処理、振当処理を行っております。

②デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社の社内規定に基づき、リスク回避目的以外のものを禁止しており、特例処理、振当処理の要件を満たしている取引についてはそれぞれの処理を採用しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件が織り込まれているため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動する場合があります。

当連結会計年度（平成31年3月31日）

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧のうち、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる高速道路資産(以下単に「高速道路資産」といいます。))に係る建設資金計画に照らし、金融機関借入及び社債発行により必要資金を調達しております。また、短期的な運転資金を短期社債及び金融機関からの借入により調達しております。

なお、一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社においては、運転資金等をその用途とする短期の資金調達及び高速道路資産の建設等をその用途とする長期の資金調達を行っております。

長期の資金調達においては、固定金利による調達の比率を高め、その余を変動金利による調達とし、金利変動リスクを最小限にとどめております。

変動金利による調達については金利変動リスクがありますが、市中における金利環境及び調達した資金の弁済までの期間を考慮のうえ、金利変動リスクを認識したものについて、条件決定時に金利スワップ取引を行うことで当該リスクを回避しております。外貨建による調達については為替変動リスクに晒されるため、条件決定時に通貨スワップ取引を行うことで当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引として、金利リスクや為替リスクを回避する目的で金利スワップ取引、通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象としている社債や借入金については特例処理、振当処理を行っております。

なお、一時的な余裕資金は、社内規程に基づき、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利による長期借入金は、金利変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、金利スワップ取引を利用して特例処理を行っているものがあります。

外貨建長期借入金及び外貨建社債は、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用して特例処理、振当処理を行っております。

②デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社の社内規定に基づき、リスク回避目的以外のものを禁止しており、特例処理、振当処理の要件を満たしている取引についてはそれぞれの処理を採用しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件が織り込まれているため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動する場合があります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次の表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。

前連結会計年度（平成30年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	139,780	139,780	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	116,665 △12		
	116,652	116,652	—
(3) 未収入金	18,809	18,809	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	104,087	104,089	1
② その他有価証券	283	283	—
資産計	379,613	379,615	1
(1) 高速道路事業営業未払金	201,610	201,610	—
(2) 未払金	49,431	49,431	—
(3) 道路建設関係社債	939,871	939,036	△835
(4) 道路建設関係長期借入金	296,420	295,980	△440
負債計	1,487,334	1,486,058	△1,275

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（平成31年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	118,082	118,082	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	103,914 △10		
	103,904	103,904	—
(3) 未収入金	11,525	11,525	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	79,088	79,090	2
② その他有価証券	271	271	—
資産計	312,872	312,874	2
(1) 高速道路事業営業未払金	223,735	223,735	—
(2) 未払金	78,493	78,493	—
(3) 道路建設関係社債	486,686	487,227	541
(4) 道路建設関係長期借入金	80,289	80,160	△128
負債計	869,204	869,617	412

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

前連結会計年度（平成30年3月31日）

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金並びに(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっております。

- (4) 道路建設関係長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引き算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利通貨スワップの一体処理によるもの、金利スワップの特例処理によるもの及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成31年3月31日）

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金並びに(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっております。

- (4) 道路建設関係長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引き算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利通貨スワップの一体処理によるもの、金利スワップの特例処理によるもの及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
非上場株式	28,256	30,083

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	98,351	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	116,665	—	—	—
未収入金	18,809	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	—	—	90	—
満期保有目的の債券(その他)	104,000	—	—	—
その他の有価証券のうち満期があるもの(その他)	—	200	100	—
合計	337,826	200	190	—

当連結会計年度（平成31年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	106,421	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	103,914	—	—	—
未収入金	11,525	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	—	—	90	—
満期保有目的の債券(その他)	79,000	—	—	—
その他の有価証券のうち満期があるもの(その他)	—	100	100	—
合計	300,861	100	190	—

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成30年3月31日）

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	—	155,000	280,887	327,298	176,686	—
長期借入金	784	55,054	155,643	70,722	15,000	—
合計	784	210,054	436,531	398,020	191,686	—

当連結会計年度（平成31年3月31日）

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,346	—	—	—	—	—
社債	—	—	90,000	176,686	220,000	—
長期借入金	910	237	15,041	15,010	50,000	—
合計	2,257	237	105,041	191,696	270,000	—

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成30年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの			
国債・地方債等	90	92	2
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	90	92	2
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	103,997	103,996	△0
小計	103,997	103,996	△0
合計	104,087	104,089	1

当連結会計年度(平成31年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの			
国債・地方債等	90	93	3
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	90	93	3
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	78,997	78,997	△0
小計	78,997	78,997	△0
合計	79,088	79,090	2

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成30年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	22	11	10
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	108	99	8
その他	118	100	17
その他	—	—	—
小計	249	211	37
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	33	49	△16
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	33	49	△16
合計	283	261	21

当連結会計年度(平成31年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	12	8	4
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	107	99	7
その他	116	100	15
その他	—	—	—
小計	235	208	26
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	35	53	△17
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	35	53	△17
合計	271	261	9

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(平成30年3月31日)

(1) 金利通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約金額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利通貨スワップの 一体処理 (特例処理・振当処理)	金利の変換を含む通貨ス ワップ取引 米ドル受取・円支払、金 利スワップ部分は変動受 取・固定支払	道路建設関係 長期借入金	31,257	31,257	(注)
金利通貨スワップの 一体処理 (特例処理・振当処理)	金利の変換を含む通貨ス ワップ取引 米ドル受取・円支払、金 利スワップ部分は変動受 取・固定支払	道路建設関係 社債	17,903	17,903	(注)
合計			49,161	49,161	—

(注) 金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係長期借入金又は道路関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係長期借入金又は当該道路関係社債の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約金額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	道路建設関係 長期借入金	10,000	10,000	(注)
合計			10,000	10,000	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係長期借入金の時価に含めて記載しております。

(3) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約金額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引 米ドル受取・円支払	道路建設関係 社債	56,967	56,967	(注2)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定 取引	781	—	△29
合計			57,749	56,967	△29

(注) 1. 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成31年 3月31日)

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約金額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引 米ドル受取・円支払	道路建設関係 社債	6,686	6,686	(注2)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定 取引	199	—	3
合計			6,885	6,686	3

(注) 1. 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、主に確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

一部の連結子会社が有する退職一時金制度及び確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

一部の連結子会社は複数事業主制度の確定給付企業年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理をしております。

なお、当社が加入していた建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金の代行部分について、最低責任準備金の額が確定したため、平成30年6月29日付で国に返還額の納付を行いました。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響額は軽微であります。

2 確定給付制度

以下の注記には、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができる複数事業主制度の企業年金基金制度を含みます。

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられたものを除く)

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
退職給付債務の期首残高	151,742	120,875
勤務費用	4,074	4,325
利息費用	530	543
数理計算上の差異の当期発生額	3,086	1,164
退職給付の支払額	△3,874	△4,625
過去勤務費用の当期発生額	9	484
従業員からの拠出額	247	258
厚生年金基金の代行返上に伴う減少額	△34,942	△15,868
退職給付債務の期末残高	120,875	107,158

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられたものを除く)

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
年金資産の期首残高	49,072	47,571
期待運用収益	708	969
数理計算上の差異の当期発生額	△3,008	1,875
事業主からの拠出額	2,337	2,369
従業員からの拠出額	247	258
退職給付の支払額	△1,786	△2,218
厚生年金基金の代行返上に伴う減少額	—	△16,014
年金資産の期末残高	47,571	34,811

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	1,933	2,087
退職給付費用	406	411
退職給付の支払額	△181	△196
制度への拠出額	△79	△89
その他	7	—
退職給付に係る負債と資産の純額	2,087	2,213

(4) 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	77,879	63,496
年金資産	△48,472	△35,788
	29,406	27,707
非積立型制度の退職給付債務	45,984	46,852
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	75,391	74,560
退職給付に係る負債	75,634	74,562
退職給付に係る資産	△242	△2
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	75,391	74,560

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
勤務費用	4,074	4,325
利息費用	530	543
期待運用収益	△708	△969
数理計算上の差異の費用処理額	2,376	2,774
過去勤務費用の費用処理額	△53	24
簡便法で計算した退職給付費用	406	411
その他	△83	22
確定給付制度に係る退職給付費用	6,542	7,133
厚生年金基金の代行部分返上に伴う損益 (注)	△28,129	—

(注) 特別利益に計上しております。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
過去勤務費用	△4,180	△459
数理計算上の差異	7,211	3,486
合計	3,030	3,026

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
未認識過去勤務費用	△19	439
未認識数理計算上の差異	17,280	13,794
合計	17,260	14,233

(8) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
株式	24%	34%
債券	23%	34%
生命保険一般勘定	12%	18%
代行返上に伴う責任準備金相当額の前納分	29%	—
その他	12%	14%
合計	100%	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
割引率	△0.1%～ 1.1%	△0.1%～ 1.1%
長期期待運用収益率	1.0%～ 3.0%	1.0%～ 5.0%
予想昇給率	0.3%～ 7.7%	0.3%～ 7.7%

3 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度(確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の確定給付企業年金基金制度を含む。)への要拠出額は、前連結会計年度256百万円、当連結会計年度269百万円でありました。なお、一部の連結子会社が加入する複数事業主制度の「全国建設企業年金基金」については、前連結会計年度において設立後最初の事業年度の年金財政決算が行われていないため、当該基金の制度全体の積立に関する事項、制度全体に占める当社グループの掛金拠出額割合、及び補足事項については記載しておりません。

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は以下のとおりであります。

(全国建設企業年金基金)

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	(百万円)	
	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
年金資産の額	—	18,029
年金財政計算上の数理債務の額	—	16,080
差引額	—	1,948

(注) 上記については入手可能な直近時点(当連結会計年度：平成30年3月31日現在)の情報に基づき作成しております。

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

前連結会計年度 1%(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当連結会計年度 12.42%(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(注) 上記については入手可能な直近時点(当連結会計年度：平成30年3月31日現在)の情報に基づき作成しております。

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、当年度剰余金（当連結会計年度1,948百万円）であります。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,961百万円	2,115百万円
退職給付に係る負債	18,865百万円	19,845百万円
ETCマイレージサービス引当金	2,822百万円	2,815百万円
その他	8,494百万円	8,208百万円
繰延税金資産小計	32,143百万円	32,983百万円
評価性引当額	△23,794百万円	△24,612百万円
繰延税金資産合計	8,349百万円	8,370百万円
繰延税金負債		
その他	△534百万円	△379百万円
繰延税金負債合計	△534百万円	△379百万円
繰延税金資産の純額	7,814百万円	7,990百万円

(注)前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産額の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
固定資産－繰延税金資産	8,031百万円	8,212百万円
固定負債－その他	△216百万円	△221百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.7%	30.5%
評価性引当額	3.3%	19.6%
持分法による投資利益	△1.3%	△5.5%
その他	1.7%	△1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.4%	43.5%

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の子会社では、賃貸収入を得ることを目的として、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設(土地を含む)等を有しております。なお、これらの一部については、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としているものであります。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

			(単位：百万円)	
			前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
賃貸等不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	4,062	3,988
		期中増減額	△74	△68
		期末残高	3,988	3,919
	期末時価		3,988	3,919
賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	86,909	87,192
		期中増減額	283	1,738
		期末残高	87,192	88,931
	期末時価		81,164	82,968

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加は、千曲川さかきPA(上り・下り)、四倉PA(下り)における事業用資産から賃貸等不動産への振替(286百万円)によるものであります。当連結会計年度の主な増加は、太田強戸PA(集約型)、赤城高原SA(上り)における投資等(802百万円)によるものであります。

3. 各連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

		(単位：百万円)	
		前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
賃貸等不動産	賃貸収益	453	455
	賃貸費用	300	303
	差額	152	151
	その他(売却損益等)	—	—
賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産	賃貸収益	20,780	20,963
	賃貸費用	17,951	17,788
	差額	2,829	3,175
	その他(売却損益等)	71	141

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは「高速道路」、「受託」及び「道路休憩所」を報告セグメントとしております。なお、報告セグメントに含まれない事業は「その他」の区分に集約しております。

各報告セグメント及び「その他」の区分の主な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要内容
高速道路	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他	駐車場事業、トラックターミナル事業等

2 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は一般の取引条件と同様に決定しております。

3 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	報告セグメント				その他	調整額	連結財務諸表 計上額
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)	(百万円) (注)1	(百万円) (注)2	(百万円) (注)3
営業収益							
外部顧客への営業収益	970,177	42,153	41,065	1,053,395	3,053	—	1,056,448
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	5,396	—	633	6,030	400	△6,430	—
計	975,573	42,153	41,699	1,059,426	3,453	△6,430	1,056,448
セグメント利益又は損失(△)	△2,766	42	2,455	△268	82	16	△169
セグメント資産	1,393,034	21,118	127,024	1,541,177	6,666	303,144	1,850,988
その他の項目							
減価償却費	18,349	—	3,452	21,802	188	2,710	24,701
持分法適用会社への投資	26,312	—	—	26,312	1,322	—	27,635
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	24,478	—	2,981	27,459	149	3,860	31,469

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。
2. (1)セグメント利益の調整額16百万円は、セグメント間取引消去であります。
 (2)セグメント資産の調整額303,144百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産330,891百万円及びセグメント間消去△27,746百万円が含まれております。
 (3)減価償却費の調整額2,710百万円は、全社資産の減価償却費であります。
 (4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,860百万円は、全社資産の増加額であります。
3. セグメント利益は連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円) (注)1	調整額 (百万円) (注)2	連結財務諸表 計上額 (百万円) (注)3
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
営業収益							
外部顧客への営業収益	1,861,274	36,476	40,840	1,938,591	4,510	—	1,943,102
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	4,687	—	762	5,450	1,219	△6,669	—
計	1,865,962	36,476	41,603	1,944,041	5,730	△6,669	1,943,102
セグメント利益	1,040	8	3,012	4,062	270	71	4,404
セグメント資産	837,632	19,894	128,333	985,860	6,539	255,010	1,247,410
その他の項目							
減価償却費	19,474	—	3,351	22,825	196	3,092	26,114
持分法適用会社への投資	27,905	—	—	27,905	1,257	—	29,162
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	35,779	—	5,771	41,550	278	6,345	48,174

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。
2. (1)セグメント利益の調整額△6,669百万円は、セグメント間取引消去であります。
 (2)セグメント資産の調整額255,010百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産279,266百万円及びセグメント間消去△24,255百万円が含まれております。
 (3)減価償却費の調整額3,092百万円は、全社資産の減価償却費であります。
 (4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額6,345百万円は、全社資産の増加額であります。
3. セグメント利益は連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(百万円)	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	129,378	高速道路

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(百万円)	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	998,560	高速道路

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
減損損失	—	—	36	36	—	18	55

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
減損損失	59	—	—	59	—	29	89

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
当期償却額	259	—	58	318	—	—	318
当期末残高	2,426	—	643	3,070	—	—	3,070

(注)当期償却額及び当期末残高は全て負ののれん償却額と負ののれん期末残高となっております。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
当期償却額	259	—	58	318	—	—	318
当期末残高	2,167	—	585	2,752	—	—	2,752

(注)当期償却額及び当期末残高は全て負ののれん償却額と負ののれん期末残高となっております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社 等	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構	横浜市 西区	5,612,436	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 会社への 貸付け、 承継債務 の返済等	なし	道路資産の 借受	道路資産賃 借料の支払	601,847	高速道路事 業営業未払 金	124,550
						道路資産及 び債務の引 渡等	道路資産完 成高	129,327	高速道路事 業営業未収 入金	40,810
							債務の引渡 及び債務保 証(注1)	130,000	—	—
						借入金等の 連帯債務	債務保証 (注2)	511,000	—	—
							債務保証 (注3)	400,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
2. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務400,000百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社 等	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構	横浜市 西区	5,637,664	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 会社への 貸付け、 承継債務 の返済等	なし	道路資産の 借受	道路資産賃 借料の支払	621,183	高速道路事 業営業未払 金	135,799
						道路資産及 び債務の引 渡等	道路資産完 成高	998,552	高速道路事 業営業未収 入金	25,589
							債務の引渡 及び債務保 証(注1)	1,089,443	—	—
						借入金等の 連帯債務	債務保証 (注2)	511,000	—	—
							債務保証 (注3)	325,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
2. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務325,000百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社である東京湾横断道路(株)を含む、すべての持分法適用関連会社(7社)の要約財務情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
流動資産合計	495,688	494,165
固定資産合計	9,752	12,483
流動負債合計	10,422	12,720
固定負債合計	385,039	383,233
純資産合計	109,979	110,694
営業収益	37,664	44,247
税引前当期純利益金額	1,368	1,369
当期純利益金額	718	789

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	2,125.33円	2,198.15円
1 株当たり当期純利益金額	198.65円	39.19円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	20,858	4,115
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	20,858	4,115
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成30年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成31年 3 月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	223,160	230,805
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	223,160	230,805
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普 通株式の数 (千株)	105,000	105,000

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第29回社債	平成27年 2月3日	35,000	—	0.180	有	令和2年 3月19日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第30回社債	平成27年 5月21日	50,000	—	0.262	有	令和2年 6月19日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第31回社債	平成27年 7月30日	40,000	—	0.247	有	令和2年 6月19日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第32回社債	平成27年 9月17日	40,000	—	0.221	有	令和2年 9月18日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第33回社債	平成27年 11月19日	50,000	—	0.236	有	令和2年 12月18日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第1回米下 ル建て社債	平成27年 12月10日	30,887	—	0.188	有	令和2年 12月18日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第34回社債	平成28年 1月28日	40,000	—	0.225	有	令和3年 3月19日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第35回社債	平成28年 3月17日	30,000	—	0.100	有	令和3年 3月19日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第2回米下 ル建て社債	平成28年 4月27日	25,109	—	0.078	有	令和3年 4月27日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第36回社債	平成28年 5月27日	70,000	—	0.060	有	令和3年 6月18日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第37回社債	平成28年 7月28日	80,000	—	0.030	有	令和3年 6月18日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第38回社債	平成28年 9月26日	50,000	—	0.030	有	令和3年 9月17日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第3回米下 ル建て社債	平成28年 11月2日	12,189	—	0.030	有	令和3年 11月2日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第39回社債	平成28年 11月29日	50,000	50,000	0.030	有	令和3年 12月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第40回社債	平成29年 1月31日	30,000	30,000	0.070	有	令和3年 12月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第1回地域 連携型社債	平成29年 3月29日	10,000	10,000	0.070	有	令和4年 3月18日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第42回社債	平成29年 4月28日	50,000	50,000	0.070	有	令和4年 6月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第2回地域 連携型社債	平成29年 5月11日	10,000	10,000	0.070	有	令和4年 6月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第44回社債	平成29年 7月28日	40,000	40,000	0.090	有	令和4年 6月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第4回米下 ル建て社債	平成29年 8月30日	6,686	6,686	0.085	有	令和4年 8月30日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第45回社債	平成29年 11月30日	60,000	—	0.005	有	令和元年 12月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第46回社債	平成29年 11月30日	40,000	40,000	0.090	有	令和4年 12月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第47回社債	平成30年 1月31日	60,000	—	0.005	有	令和元年 12月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第48回社債	平成30年 1月31日	30,000	30,000	0.090	有	令和4年 12月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路株式 会社第49回社債	平成30年 4月27日	—	—	0.001	有	令和元年 6月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路株式 会社第50回社債	平成30年 4月27日	—	25,000	0.080	有	令和5年 6月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路株式 会社第4回地域連携 型社債	平成30年 6月13日	—	—	0.005	有	令和2年 7月13日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路株式 会社第51回社債	平成30年 6月19日	—	—	0.001	有	令和元年 6月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路株式 会社第52回社債	平成30年 6月19日	—	25,000	0.070	有	令和5年 6月20日

東日本高速道路(株)	東日本高速道路株式会社第5回地域連携型社債	平成30年 10月30日	—	20,000	0.070	有	令和5年 10月30日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路株式会社第1回銀行等引受型社債	平成30年 11月15日	—	20,000	0.070	有	令和5年 10月30日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路株式会社第53回社債	平成30年 11月30日	—	50,000	0.070	有	令和5年 12月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路株式会社第54回社債	平成31年 1月31日	—	50,000	0.070	有	令和5年 12月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路株式会社第55回社債	平成31年 3月29日	—	30,000	0.070	有	令和6年 3月19日
合計	—	—	939,871	486,686	—	—	—

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した金額の合計額は823,185百万円(額面)であります。

2. 連結決算日後5年内の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	90,000	176,686	220,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	1,346	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	784	910	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,543	1,539	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	296,420	80,289	0.24	令和3年3月～ 令和6年3月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,475	3,550	—	令和2年4月～ 令和20年12月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	301,223	87,636	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務は、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率を記載しておりません。
3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)は道路建設関係長期借入金であります。
4. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	237	15,041	15,010	50,000
リース債務	1,149	852	605	281

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	134,315	112,633
高速道路事業営業未収入金	116,669	103,918
未収入金	17,884	10,809
リース投資資産	380	340
有価証券	103,997	78,997
仕掛道路資産	1,102,084	542,017
原材料	516	488
貯蔵品	751	827
受託業務前払金	15,293	11,271
前払金	774	1,862
前払費用	513	544
その他の流動資産	※3 58,675	※3 60,992
貸倒引当金	△12	△10
流動資産合計	1,551,844	924,692
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,798	2,182
減価償却累計額	△966	△1,020
建物（純額）	831	1,161
構築物	47,636	50,399
減価償却累計額	△11,604	△12,713
構築物（純額）	36,032	37,685
機械及び装置	125,588	140,404
減価償却累計額	△79,129	△83,442
機械及び装置（純額）	46,458	56,961
車両運搬具	41,117	43,201
減価償却累計額	△32,194	△35,358
車両運搬具（純額）	8,922	7,843
工具、器具及び備品	7,336	8,308
減価償却累計額	△4,717	△5,048
工具、器具及び備品（純額）	2,618	3,260
土地	0	0
リース資産	241	281
減価償却累計額	△84	△147
リース資産（純額）	156	134
建設仮勘定	3,942	2,868
有形固定資産合計	98,963	109,914
無形固定資産	4,670	6,597
高速道路事業固定資産合計	103,634	116,512

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	36,885	38,611
減価償却累計額	△14,496	△16,109
建物（純額）	22,389	22,501
構築物	8,170	8,790
減価償却累計額	△4,614	△4,869
構築物（純額）	3,555	3,920
機械及び装置	3,877	4,042
減価償却累計額	△1,865	△2,215
機械及び装置（純額）	2,012	1,826
工具、器具及び備品	448	477
減価償却累計額	△319	△360
工具、器具及び備品（純額）	128	116
土地	72,841	72,454
リース資産	0	—
減価償却累計額	△0	—
リース資産（純額）	0	—
建設仮勘定	1,028	2,423
有形固定資産合計	101,955	103,243
無形固定資産	45	50
関連事業固定資産合計	102,000	103,293
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	11,425	13,365
減価償却累計額	△4,279	△4,586
建物（純額）	7,145	8,779
構築物	669	932
減価償却累計額	△497	△511
構築物（純額）	172	421
機械及び装置	97	361
減価償却累計額	△88	△101
機械及び装置（純額）	8	259
車両運搬具	0	—
減価償却累計額	△0	—
車両運搬具（純額）	0	—
工具、器具及び備品	1,474	1,774
減価償却累計額	△910	△1,060
工具、器具及び備品（純額）	564	713
土地	11,254	10,754
リース資産	1,587	1,712
減価償却累計額	△815	△688
リース資産（純額）	771	1,024
建設仮勘定	389	634
有形固定資産合計	20,305	22,587
無形固定資産	6,295	6,959
各事業共用固定資産合計	26,600	29,546

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	105	107
有形固定資産合計	105	107
その他の固定資産合計	105	107
投資その他の資産		
関係会社株式	16,000	16,000
投資有価証券	339	642
長期貸付金	344	232
長期前払費用	1,470	1,586
繰延税金資産	242	—
その他の投資等	1,819	1,999
貸倒引当金	△104	△102
投資その他の資産合計	20,111	20,360
固定資産合計	252,452	269,821
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	1,160	743
繰延資産合計	1,160	743
資産合計	※1 1,805,456	※1 1,195,257
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	228,014	246,978
短期借入金	—	1,346
1年以内返済予定長期借入金	784	910
リース債務	515	508
未払金	34,856	66,862
未払費用	865	592
未払法人税等	1,303	1,743
預り連絡料金	895	905
預り金	20,015	18,432
受託業務前受金	17,144	21,936
前受金	360	317
前受収益	6	7
賞与引当金	2,642	2,796
その他の流動負債	2,826	2,720
流動負債合計	310,231	366,058

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
固定負債		
道路建設関係社債	※1 939,871	※1 486,686
道路建設関係長期借入金	296,420	80,289
リース債務	571	797
繰延税金負債	—	9
受入保証金	6,718	7,121
退職給付引当金	46,922	48,371
役員退職慰労引当金	41	36
ETCマイレージサービス引当金	9,216	9,193
カードポイントサービス引当金	524	544
資産除去債務	119	121
固定負債合計	1,300,406	633,170
負債合計	1,610,638	999,229
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	52,500
その他資本剰余金	6,293	6,293
資本剰余金合計	58,793	58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
跨道橋耐震対策積立金	9,000	9,000
安全対策・サービス高度化積立金	—	26,065
別途積立金	27,158	25,800
繰越利益剰余金	47,384	23,895
利益剰余金合計	83,543	84,762
株主資本合計	194,836	196,055
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△18	△27
評価・換算差額等合計	△18	△27
純資産合計	194,818	196,028
負債・純資産合計	1,805,456	1,195,257

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	837,695	859,994
道路資産完成高	129,327	998,552
受託業務収入	4	4
その他の売上高	966	859
営業収益合計	967,994	1,859,410
営業費用		
道路資産賃借料	601,847	621,183
道路資産完成原価	129,327	998,552
管理費用	244,105	243,040
受託業務費用	4	4
営業費用合計	975,285	1,862,780
高速道路事業営業損失 (△)	△7,291	△3,370
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	42,153	36,476
休憩所等事業収入	10,665	10,787
その他の事業収入	1,998	1,845
営業収益合計	54,817	49,109
営業費用		
受託業務費用	42,111	36,467
休憩所等事業費	9,201	9,210
その他の事業費用	2,127	2,108
営業費用合計	53,439	47,787
関連事業営業利益	1,377	1,322
全事業営業損失 (△)	△5,913	△2,047
営業外収益		
受取利息	43	41
有価証券利息	47	36
受取配当金	※1 5,911	※1 3,019
土地物件貸付料	317	317
雑収入	1,012	721
営業外収益合計	7,332	4,135
営業外費用		
支払利息	0	0
損害賠償金	30	41
控除対象外消費税	57	69
雑損失	2	2
営業外費用合計	91	114
経常利益	1,328	1,973

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	※2 579	※2 296
厚生年金基金代行返上益	28,129	—
特別利益合計	28,709	296
特別損失		
固定資産除却損	※3 89	※3 269
減損損失	18	89
特別損失合計	107	359
税引前当期純利益	29,929	1,911
法人税、住民税及び事業税	28	440
法人税等調整額	8,680	251
法人税等合計	8,709	691
当期純利益	21,219	1,219

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

		前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)			当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)			金額(百万円)		
I 高速道路事業営業費用							
1 道路資産賃借料			601,847			621,183	
2 道路資産完成原価			129,327			998,552	
3 管理費用							
(1) 維持修繕費		112,978			107,833		
(2) 管理業務費		64,629			67,712		
(3) 一般管理費		66,497			67,495		
計			244,105			243,040	
4 受託業務費用							
(1) 受託事業費		1			1		
(2) 一般管理費		2			2		
計			4			4	
高速道路事業営業費用合計				975,285			1,862,780
II 関連事業営業費用							
1 受託業務事業費							
(1) 受託事業費		41,717			36,127		
(2) 一般管理費		393			339		
計			42,111			36,467	
2 休憩所等事業費							
(1) 休憩所等事業管理費		8,438			8,409		
(2) 一般管理費		763			801		
計			9,201			9,210	
3 その他の事業費用							
(1) その他の事業費		1,500			1,468		
(2) 一般管理費		627			640		
計			2,127			2,108	
関連事業営業費用合計				53,439			47,787
全事業営業費用合計				1,028,725			1,910,567

(2) 科目明細書

① 高速道路事業原価明細書

		前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)			当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)			金額(百万円)		
I 営業費用							
1 道路資産賃借料				601,847			621,183
2 道路資産完成原価							
用地費							
土地代		594			21,204		
労務費		68			1,536		
外注費		186			2,799		
経費		177			20,420		
金利等		15			4,098		
一般管理費人件費		72			1,568		
一般管理費経費		72	1,187		1,043	52,671	
建設費							
材料費		45			52		
労務費		2,379			9,186		
外注費		112,326			881,857		
経費		1,391			15,753		
金利等		190			9,839		
一般管理費人件費		2,493			10,381		
一般管理費経費		2,477	121,303		10,528	937,600	
除却工事費用その他							
労務費		165			178		
外注費		6,323			7,613		
経費		36			97		
金利等		5			12		
一般管理費人件費		167			176		
一般管理費経費		139	6,836	129,327	201	8,280	998,552

		前事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)			当事業年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)			金額(百万円)		
3 管理費用							
維持修繕費							
人件費		4,558			4,520		
経費		108,420	112,978		103,312	107,833	
管理業務費							
人件費		1,773			1,855		
経費		62,856	64,629		65,857	67,712	
一般管理費							
人件費		7,851			8,006		
経費		58,646	66,497	244,105	59,488	67,495	243,040
4 受託業務費用				4			4
II 営業外費用							
雑損失			87	87		112	112
III 特別損失							
減損損失			—	—		59	59
高速道路事業営業費用等合計							
IV 法人税、住民税及び事業税			24			—	—
V 法人税等調整額			8,043	8,067		—	—
高速道路事業総費用合計				983,440			1,862,952

(注) 1. 財務諸表等規則第78条第2項第6号の規定により、高速道路事業等会計規則に定める「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」を、高速道路事業に係る原価明細書として表示しております。

2. 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

② 受託事業費

		前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※ 1	898	2.0	729	2.3
II 経費		44,782	97.5	31,170	97.1
III 一般管理費		262	0.6	205	0.6
当期総製造費用		45,943	100.0	32,105	100.0
期首受託業務前払金		11,067		15,293	
合計		57,011		47,398	
期末受託業務前払金		15,293		11,271	
受託事業費		41,717		36,127	

※ 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
外注費	42,569	28,494
施工管理委託費	1,105	1,041

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

③ 休憩所等事業管理費

		前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※ 1	20	0.2	25	0.3
II 労務費		266	3.2	263	3.1
III 経費		8,151	96.6	8,120	96.6
休憩所等事業管理費		8,438	100.0	8,409	100.0

※ 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
業務委託費	3,193	3,085
減価償却費	2,364	2,422

④ その他の事業費

		前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	230	15.4	226	15.4
II 経費		1,269	84.6	1,241	84.6
その他の事業費		1,500	100.0	1,468	100.0

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
業務委託費	639	596
租税公課	213	206

⑤ 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は当事業年度69,279百万円、前事業年度68,284百万円であり、このうち主なものは次のとおりです。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
賞与引当金繰入額	758	778
退職給付費用	1,127	1,284
減価償却費	1,277	1,448
ETCマイレージサービス 引当金繰入額	9,216	9,193
利用促進費	40,844	41,173

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	52,500	52,500	6,293	58,793
当期変動額				
跨道橋耐震対策積立金の積立				
別途積立金の積立				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	52,500	52,500	6,293	58,793

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金				株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金			利益剰余金 合計				
	跨道橋耐震 対策積立金	別途積立金	繰越利益剰 余金					
当期首残高	—	25,656	36,666	62,323	173,616	1	1	173,618
当期変動額								
跨道橋耐震対策積立金の積立	9,000		△9,000	—	—			—
別途積立金の積立		1,501	△1,501	—	—			—
当期純利益			21,219	21,219	21,219			21,219
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△19	△19	△19
当期変動額合計	9,000	1,501	10,718	21,219	21,219	△19	△19	21,200
当期末残高	9,000	27,158	47,384	83,543	194,836	△18	△18	194,818

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	52,500	52,500	6,293	58,793
当期変動額				
安全対策・サービス高度化積立金の積立				
別途積立金の取崩				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	52,500	52,500	6,293	58,793

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金					株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金				利益剰余金 合計				
	跨道橋耐震 対策積立金	安全対策・ サービス高度化積立金	別途積立金	繰越利益剰 余金					
当期首残高	9,000	-	27,158	47,384	83,543	194,836	△18	△18	194,818
当期変動額									
安全対策・サービス高度化積立金の積立		26,065		△26,065	—	—			—
別途積立金の取崩			△1,357	1,357	—	—			—
当期純利益				1,219	1,219	1,219			1,219
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							△9	△9	△9
当期変動額合計	—	26,065	△1,357	△23,489	1,219	1,219	△9	△9	1,209
当期末残高	9,000	26,065	25,800	23,895	84,762	196,055	△27	△27	196,028

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

(3) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛道路資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

(2) 原材料・貯蔵品

最終仕入原価法等による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、外貨建有価証券(その他有価証券)は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(6) カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。

7 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っております。

また、受託事業に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については、工事進行基準を適用しております。

8 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利通貨スワップ、金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象：外貨建借入金、借入金、外貨建社債

(3) ヘッジ方針

当社の内規に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

一体処理を採用している金利通貨スワップ取引、特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している通貨スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

(東京湾横断道路事業会計規則及び高速道路事業等会計規則の一部を改正する省令の適用に伴う変更)

東京湾横断道路事業会計規則及び高速道路事業等会計規則の一部を改正する省令（令和元年5月22日国土交通省令第6号）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」396百万円及び「固定負債」の「繰延税金負債」154百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」242百万円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

※ 1 担保資産及び担保付債務

前事業年度（平成30年3月31日）

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債939,871百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債425,000百万円(額面)の担保に供しております。

当事業年度（平成31年3月31日）

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債486,686百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債1,073,185百万円(額面)の担保に供しております。

2 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおりとなっております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)		当事業年度 (平成31年3月31日)
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	511,000百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	511,000百万円
中日本高速道路(株)	7百万円	中日本高速道路(株)	6百万円
西日本高速道路(株)	9百万円	西日本高速道路(株)	8百万円
合計	511,016百万円	合計	511,015百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)		当事業年度 (平成31年3月31日)
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	530,000百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	1,414,443百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が823,185百万円(額面)、道路建設関係長期借入金が266,257百万円それぞれ減少しております。

※ 3 貸出コミットメント契約

当社は子会社との間でCMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)契約を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。これら契約に係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
貸出コミットメントの総額	12,650百万円	15,480百万円
貸出実行残高	5,083百万円	3,386百万円
差引額	7,566百万円	12,093百万円

(損益計算書関係)

※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日)
受取配当金	5,911百万円	3,019百万円

※ 2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日)
土地	325百万円	292百万円
その他	253百万円	4 百万円
合計	579百万円	296百万円

※ 3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日)
建物	37百万円	100百万円
その他	16百万円	55百万円
撤去費用	35百万円	113百万円
合計	89百万円	269百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式3,976百万円、関連会社株式12,023百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式3,976百万円、関連会社株式12,023百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	809百万円	856百万円
退職給付引当金	14,367百万円	14,811百万円
ETCマイレージサービス引当金	2,822百万円	2,815百万円
その他	4,105百万円	4,434百万円
繰延税金資産小計	22,104百万円	22,917百万円
評価性引当額	△21,706百万円	△22,917百万円
繰延税金資産合計	398百万円	ー百万円
繰延税金負債		
その他	△155百万円	△9百万円
繰延税金負債合計	△155百万円	△9百万円
繰延税金資産の純額	242百万円	△9百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
法定実効税率	30.7%	30.5%
(調整)		
受取配当金	△6.0%	△48.0%
評価性引当額	4.3%	55.5%
その他	0.1%	△1.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%	36.2%

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	1,855.41円	1,866.93円
1株当たり当期純利益金額	202.09円	11.61円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益(百万円)	21,219	1,219
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益	21,219	1,219
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	194,818	196,028
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	194,818	196,028
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	105,000	105,000

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	Pune Sholapur Road Development Co.Ltd	16,000,000	334
投資有価証券	その他有価証券	Japan Highways International B.V.	2,753,520	307
計			18,753,520	642

【債券】

銘柄			券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	満期保有目的の債券	オリコ 7 C R C P	11,000	10,999
		オリコ 7 D X B C P	11,000	10,999
		オリコ 7 D W B C P	12,000	11,999
		オリコ 7 E F B C P	6,000	5,999
		東銀リース 4 6 G B C P	2,000	1,999
		東銀リース 4 6 F B C P	3,000	2,999
		昭和リース 1 3 7 B C P	10,000	9,999
		昭和リース 1 3 7 B C P	3,000	2,999
		アプラス 2 7 X B C P	1,000	999
		アプラス 2 8 4 B C P	1,000	999
		東銀リース 4 5 8 B C P	1,000	999
		東銀リース 4 5 K B C P	1,000	999
		楽天カード 0 L L B C P	10,000	9,998
		兵庫県信用農業協同組合連合会 譲渡性預金	2,000	2,000
		関西アーバン銀行 譲渡性預金	3,000	3,000
		あおぞら銀行 譲渡性預金	2,000	2,000
計			79,000	78,997

【有形固定資産等明細表】

区分		資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	当期償却費 (百万円)	差引当期末 簿価 (百万円)
高速道路事業	有形固定資産	建物	1,798	410	26 <0>	2,182	1,020	74	1,161
		構築物	47,636	3,295	533 <57>	50,399	12,713	1,288	37,685
		機械及び装置	125,588	20,678	5,861 <2>	140,404	83,442	9,733	56,961
		車両運搬具	41,117	2,592	508	43,201	35,358	3,667	7,843
		工具、器具及び備品	7,336	1,346	373	8,308	5,048	687	3,260
		土地	0	0	0	0	—	—	0
		リース資産	241	50	10	281	147	73	134
		建設仮勘定	3,942	30,578	31,652	2,868	—	—	2,868
		計	227,661	58,951	38,966 <59>	247,646	137,731	15,524	109,914
	無形固定資産		16,907	3,398	60	20,245	13,647	1,464	6,597
合 計		244,568	62,350	39,027 <59>	267,891	151,379	16,989	116,512	
関連事業	有形固定資産	建物	36,885	1,912	186	38,611	16,109	1,699	22,501
		構築物	8,170	883	263	8,790	4,869	336	3,920
		機械及び装置	3,877	435	270	4,042	2,215	372	1,826
		工具、器具及び備品	448	29	0	477	360	41	116
		土地	72,841	269	655	72,454	—	—	72,454
		リース資産	0	—	0	—	—	0	—
		建設仮勘定	1,028	4,932	3,537	2,423	—	—	2,423
		計	123,251	8,463	4,915	126,799	23,556	2,450	103,243
	無形固定資産		115	9	—	125	74	4	50
	合 計		123,367	8,472	4,915	126,924	23,631	2,454	103,293
各事業共用	有形固定資産	建物	11,425	2,319	379	13,365	4,586	565	8,779
		構築物	669	277	14	932	511	28	421
		機械及び装置	97	263	—	361	101	12	259
		車両運搬具	0	—	0	—	—	—	—
		工具、器具及び備品	1,474	323	24	1,774	1,060	173	713
		土地	11,254	—	499 <29>	10,754	—	—	10,754
		リース資産	1,587	662	537	1,712	688	409	1,024
		建設仮勘定	389	5,683	5,438	634	—	—	634
		計	26,898	9,530	6,894 <29>	29,535	6,947	(695) 1,189	(13,197) 22,587
	無形固定資産		(12,039) 20,527	2,605	486	(13,184) 22,646	15,687	1,902	6,959
合 計		47,426	12,136	7,380 <29>	52,182	22,635	3,092	29,546	
そ固 の定 他資 の産	有固 定資 形産	土地	105	3	0	107	—	—	107
		計	105	3	0	107	—	—	107
投資その他の の資産		長期前払費用	6,286	513	197	6,602	5,015	317	1,586
繰延資産		道路建設関係 社債発行費	1,773	556	1,344	985	241	972	743

(注) 1. () 内は、高速道路事業配賦分を表示しております。

2. 配賦基準は勤務時間比によっております。

3. < > 内は、減損損失を表示しております。

4. 各事業共用固定資産の主なものは工事事務所及び社宅であります。

5. 高速道路事業有形固定資産（機械及び装置並びに建設仮勘定）の当期増加額の主なものは、料金収受機械及びETC設備の取得によるものであります。

6. 高速道路事業有形固定資産（機械及び装置）の当期減少額の主なものは、料金収受機械及びETC設備の更新によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	117	8	8	4	112
賞与引当金	2,642	2,796	2,642	—	2,796
役員退職慰労引当金	41	11	16	—	36
ETCマイレージサービス引当金	9,216	9,193	9,216	—	9,193
カードポイントサービス引当金	524	103	83	—	544

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収等によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、その他100株未満の株式を表示した株券並びにその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目3番2号 東日本高速道路株式会社本社
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券に係る印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社ではありますが、全ての株主から株券不所持の申出を受け、株券不発行となっております。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条の7第1項の適用はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|----------------------------|---------|---|-------------|-------------|
| (1) 有価証券報告書 | (事業年度 | 自 | 平成29年4月1日 | 平成30年6月27日 |
| 及びその添付書類 | (第13期) | 至 | 平成30年3月31日) | 関東財務局長に提出 |
| (2) 半期報告書 | (事業年度 | 自 | 平成30年4月1日 | 平成30年12月25日 |
| | (第14期中) | 至 | 平成30年9月30日) | 関東財務局長に提出 |
| (3) 訂正発行登録書(普通社債) | | | | 平成30年8月7日 |
| | | | | 平成30年10月19日 |
| | | | | 関東財務局長に提出 |
| (4) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類 | | | | 平成30年4月20日 |
| | | | | 平成30年6月13日 |
| | | | | 平成30年11月16日 |
| | | | | 平成31年1月18日 |
| | | | | 平成31年3月8日 |
| | | | | 平成31年4月19日 |
| | | | | 関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した下表に記載する社債(いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)(以下これらを総称して「当社債」といいます。)には保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものであります。

なお、第28回ないし第38回、第45回及び第47回社債並びに第4回地域連携型社債並びに第1回ないし第3回米ドル建て社債は、機構により重疊的に債務引受けされております。

また、債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 (1) 経営成績等の状況に重要な影響を与える要因について ②機構による債務引受け等について」を併せてご参照ください。

- (注) 1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。)をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、特措法第51条第2項に定める機構に帰属する日前においても、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(有価証券報告書提出日現在)

銘 柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名
東日本高速道路株式会社第28回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重疊的債務引受条項 付)(注)1	平成26年11月18日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第29回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重疊的債務引受条項 付)(注)2	平成27年2月3日	35,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第30回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重疊的債務引受条項 付)(注)2	平成27年5月21日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第31回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重疊的債務引受条項 付)(注)2	平成27年7月30日	40,000	非上場・非登録

銘 柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名
東日本高速道路株式会社第32回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重疊の債務引受条項 付)(注)2	平成27年9月17日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第33回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重疊の債務引受条項 付)(注)2	平成27年11月19日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第1回米ドル建 て社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重疊の債務引受条項 付)(注)2	平成27年12月10日	30,887 (2.5億米ドル)	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第34回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重疊の債務引受条項 付)(注)2	平成28年1月28日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第35回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重疊の債務引受条項 付)(注)2	平成28年3月17日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第2回米ドル建 て社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重疊の債務引受条項 付)(注)3	平成28年4月27日	25,109 (2.3億米ドル)	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第36回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重疊の債務引受条項 付)(注)3	平成28年5月27日	70,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第37回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重疊の債務引受条項 付)(注)4	平成28年7月28日	80,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第38回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重疊の債務引受条項 付)(注)4	平成28年9月26日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第3回米ドル建 て社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重疊の債務引受条項 付)(注)4	平成28年11月2日	12,189 (1.17億米ドル)	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第39回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重疊の債務引受条項 付)	平成28年11月29日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第40回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重疊の債務引受条項 付)	平成29年1月31日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第1回地域連携 型社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重疊の債務引受条項 付及び分割制限付少数人数私募)	平成29年3月29日	10,000	非上場・非登録

銘 柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名
東日本高速道路株式会社第42回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成29年4月28日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第2回地域連携 型社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付及び分割制限付少人数私募)	平成29年5月11日	10,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第44回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成29年7月28日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第4回米ドル建 て社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成29年8月30日	6,686 (0.61億米ドル)	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第45回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)(注)2	平成29年11月30日	60,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第46回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成29年11月30日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第47回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)(注)2	平成30年1月31日	60,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第48回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成30年1月31日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第50回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成30年4月27日	25,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第4回地域連携 型社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付及び分割制限付少人数私募)(注)2	平成30年6月13日	10,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第52回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成30年6月19日	25,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第5回地域連携 型社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付及び分割制限付少人数私募)	平成30年10月30日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第1回銀行等引 受型社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付及び分割制限付少人数私募)	平成30年11月15日	20,000	非上場・非登録

銘 柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名
東日本高速道路株式会社第53回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳的債務引受条項 付)	平成30年11月30日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第54回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳的債務引受条項 付)	平成31年1月31日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第55回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳的債務引受条項 付)	平成31年3月29日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第56回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳的債務引受条項 付)	平成31年4月26日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第57回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳的債務引受条項 付)	平成31年4月26日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第58回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳的債務引受条項 付)	平成31年4月26日	30,000	非上場・非登録

- (注) 1. 平成29年3月31日付けで、機構により重畳的に債務引受けされております。
2. 平成30年6月29日付けで、機構により重畳的に債務引受けされております。
3. 平成30年12月28日付けで、機構により重畳的に債務引受けされております。
4. 平成31年3月29日付けで、機構により重畳的に債務引受けされております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成31年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成31年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、役員の任期は以下のとおりです。
理事長・・・令和4年3月31日まで(中期目標の期間の末日まで)
理 事・・・令和元年9月30日まで(2年)
監 事・・・令和3年度の財務諸表承認日まで(中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで)

⑤ 資本金及び資本構成

平成30年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,637,664百万円
政府出資金	4,101,908百万円
地方公共団体出資金	1,535,756百万円
II 資本剰余金	841,603百万円
資本剰余金	228百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法 第15条による積立金	850,932百万円
損益外除売却差額相当額	△54百万円
損益外減価償却累計額	△7,441百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	5,769,409百万円
純資産合計	12,248,677百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲 (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
(ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
(iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
(iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
(v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
(vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除きます。)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
(vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
(viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
(ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
(x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
(xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
(xii) (xi)の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令
機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
(i) 機構法
(ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
(iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
(iv) 通則法
(v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
(vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより令和47年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検結果」をとりまとめております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク 15. 高速道路関係法令等の適用」を、また協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照ください。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和元年6月21日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打 越 隆 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 修 一 郎 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 陽 子 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成31年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和元年6月21日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打 越 隆 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 修 一 郎 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 陽 子 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。